



中大法曹

第十号

1987.5

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああああ中央 我等が中央
中央の名よ光あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古閑裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

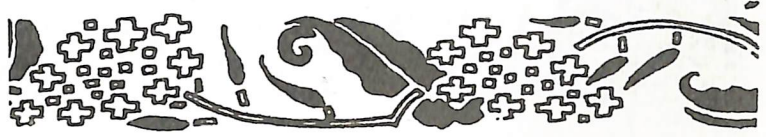
三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

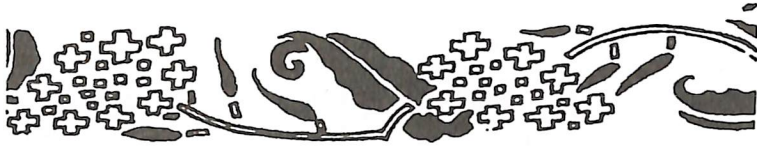
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央



「中大法曹」第一〇号目次

表示題字 坂本 建之助
 表示写真 駿河台校舎
 旧 図 書 館

発刊にあたって.....	中央大学法曹会幹事長	坂本 建之助 (1)
大学の近況.....	学校法人中央大学理事長	谷本 利千代 (4)
大学の評価.....	中央大学学長	川添 利幸 (8)
学会の歴史.....	中央大学学生会会長	堂野 達也 (11)
大学の当面する課題.....	中央大学評議員会議長	山本 清二郎 (16)
法職講座の周辺.....	法職講座運営委員会 委員長・法学部教授	木内 宜彦 (20)
中大法職講座について.....	法職講座運営委員	柳沢 義信 (24)
委員会活動報告.....	中大法曹会法職教育検討委員会	委員長 市川 照巳 (30)
会員寄稿		
遺留分はこれでよいか.....	外村 隆 (34)	
アイルランドの憲法改正問題.....	鈴木 秀雄 (35)	



— 国民投票は婚姻解消を許すような改正を否決 —
ゴルフの誤解と錯覚..... 中村茂八郎 (39)

座談会..... (45)

「学生生活と司法試験」
— 最近の受験体験を語る —
関係諸規定..... (66)

中央大学法曹会会則・規定等
中央大学法曹会役員名簿
新入会員名簿
資料..... (86)

学校法人中央大学法職講座運営委員会設置要綱
貸費生のご推薦方お願いについて
会務報告..... 事務局長 小野道久 (88)

あとがき..... 会報編集委員長 萩原静夫 (100)

法学新報の広告 (表紙2)

発刊にあたって

中央大学法曹会

幹事長 坂本建之助



中央大学法曹会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的として、昭和二六年に創立された。

会員は、運営上の都合、地域的都合を考えて「中央大学學員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学學員たる法曹」をもって構成するとして、その主力は在京の法曹であり、現在会員数は約二二〇〇名、在京法曹全体の約三分の一を占め、法曹界においては、大きな存在となっている。

また、会員の全員が判事、検事、弁護士、公証人という法曹有資格者ということもあって、母校愛のほかに、同志的情義も加わって、創立以来順調な発展を遂げつつ今日に至っている。

一方、昭和二八年には、中央大学學員会の職域支部第一号として承認を受け、現在の學員会内の地域支部八一、職域支部四五、計一二六支部のなかでも、有力な南甲倶楽部、国会白門会、學員体育会などの支部と共に、母校の興隆発展のための努力もしてきた。

特に、最近の約一〇年間の支部活動の主なものを見ると、昭和五一年には、かねてわが法曹会が要望していた

ことを取り入れた大学法学部の英断により、法職教育充実のために設けられた「法職課程」講座に、在野法曹会員の若し諸兄三〇名を特別指導員として送ったこと（尔後、法職コース協力委員会を設置し、同委員会を中心として、毎年同趣旨の協力をするほか同講座運営委員をも派遣し緊密に連絡しあっている。）、昭和五二年から同五四年にかけては、学員会報の改善、活用を目的とする学員会報問題委員会の設置、協力、大学創立九〇周年記念募金、奨学会事業資金募金への協力、昭和五五年には、昭和六〇年に迎える大学創立百周年の記念事業及び長期ビジョンの検討と提案、昭和五六年には、中大法曹会創立三〇周年を記念しその大学側及び学員会有力支部を招待の上での、式場での当会会員木川統一郎氏の「中央大学の発展と法曹会の役割」を題するズバリ講演、昭和五七年には、学研連と協同しての「渥美提案」の支援活動、中大百周年記念募金が始まったことへの協力態勢としての同募金委員会設置と活動の開始、昭和五八年には、同募金活動のほか、法職コース協力委員会の法職講座運営協力委員への改組とその活動の充実化、昭和五九年から同六〇年五月にかけては、右募金活動のほか、大学の法職教育の強化充実方策の検討と提言、法学部教授陣の強化充実に関する検討と提言、法学部の入学試験の改善に関する検討と提言、学研連棟を校門外に移転することについての検討と要望など、母校を愛し、母校の発展を希うが故の広汎な研究、検討、提言を行っている。

私は、昭和六〇年五月に幹事長に選任され、従前に続く募金活動と、当法曹会が前年度末に母校に行った右各種の提言、要望の実現を重要施策として意を用い、この提言・要望をもととして、大学理事者側や教学側との懇談会をもち、或は各種の機会を捉えて懇談することを心掛けた積りであり、大学理事者側、教学側も、ともに、心よく耳を傾けられ、わが法曹会の右提言・要望が、母校を愛するが故のものであること、その意のあるところを理解してもらったと思う。ただ、大学の現実は、必ずしも、右提言・要望のすべてを直ちに受入れにくいとされるところがあり、このことも理解しなければならぬと思われた。

さて、大学では、昭和六〇年一月一三日、威容を誇る多摩のキャンパスにおいて、創立百周年記念式典及びこれに伴う各種の行事を行い、また百周年記念館の建設などの事業に着手している。この記念事業資金の大学の募金目標額は五〇億円、法曹会の分担目標額は二億円であり、現在までのところ、この目標額に近づいてはいるが、未だ十分ではないことを認めなければならない。その募金期間はまた昭和六三年六月末まで続いているので、今後は、会員中の何割かの未応募者には、金額の多寡を問わず、全員洩れなく応募してもらいたいのと念じている。母校愛の気持の表現として、是非やって頂くようお願いしてやまない。

母校大学は、百周年を契機として、大学の二世紀に向け第一歩を踏み出した。私達は魅力ある大学として充実発展して行くことを念願している。そのためには、私達は言うだけに止どまらず、実行して行かなければならない。私の中央大法曹会幹事長としての任期は、来たる五月末日をもって終る。私自身は非力であって、会員諸兄姉の御期待にそい得なかつたであろうと忸怩たる思いかある。ただ、有能な副幹事長、常任幹事、幹事、各種委員の諸君、取りわけ小野道久事務局長、事務次長の多大な協力により、二年間の会務運営の責を果たし得たことに深く感謝し、次期執行部によりしくお願いする次第である。



大学の近況

学校法人中央大学

理事 長 谷 本 利千代



中央大学法曹会の会報「中大法曹」第十号の発刊を祝します。平素から法曹会幹事長の坂本建之助先生をはじめ会員の諸先生には母校発展のため多大のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。お蔭様で一昨年十一月には百周年記念の諸行事を無事、成功裡に終了することが出来ました。記念事業の主なる百周年記念館の建設は、いよいよ着工の運びとなり、明年十月には地上七階、地下二階の延面積三千坪の偉容を誇る建物としておめみえいたす予定であります。その記念行事に必要な募金活動については多大のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます次第であります。特に募金委員長の宮田光秀先生をはじめ各委員の先生方の積極的な活動をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。なお募金活動は今後も継続して参りますので御支援のほどよろしくお願い申し上げます。ちなみに募金目標額の五十億円に対し本年三月末で達成率は九十二パーセントとなっています。今ひといきといきところでございます。この春、大学は約七五〇〇名の新入生を迎えて、四月十三日から新学期の授業を開始し大変賑わっております。緑なす多摩のキャンパスで、一〇二年目を迎えた大学は今、その二世紀に向けて、研究、教育の問題点と改革といった見地から、現状を見つめながら、基本的な大学像を打ちたて、質的な充実と向上を目指して努力いたしてお

ります。そして開かれた大学、魅力ある大学として、一路邁進して皆さんの期待に応えるべく、懸命の努力を積み重ねて行くことこそ大切だと思っております。

そのために、先ず大学の現状を見つめ、そこを深く検討し、健全財政を確立して行くよう努力して、新しく財源の湧出する泉を探し出したいと念じております。そして、水が出るまで執念深く努力を続けて行かなければならぬと覚悟をしている次第であります。

幸い、法曹会会員の皆様は、世のため、国のために健在で基本的人權の擁護と社会正義の実現に邁進しておられるとともに、社会生活のリーダーとして活躍され、国家のため大いに貢献されておられることは、誠にありがたいことでもあります。お蔭で中央大学の名声を高からしめております。ここに改めて感謝申上げる次第であります。一方、政界、官界、財界、教育界におきましても、母校出身者がそれぞれ活躍され、後を継ぐ後輩のためにより先達となっておられることはご同慶の至りであります。

今日、新しい時代を迎えて世情騒然とした感があります。科学と技術の時代、ハイテクの時代、情報化の時代といわれ、従来の勉強だけでは、到底追いつくどころか足らないことばかりで戸惑うことが多くなりました。航空機や通信機器並びに事務機器の発達だけを取りあげても驚くばかりで、パソコンの普及、大型小型のコンピュータの活動、ロボットの活躍など目をみはるものがあります。

古い世代の人では理解しにくいものばかりではないでしょうか。さりとて時代の要請に応じて、科学、技術の急速な変化や発展の中で勉強して行かねばなりません。なかなかしんどいことではありますが、平和と生活の向上のためにも、その科学の成果を有効に利用出来る道を見つけ出したいものと願っています。

また、教養の面、芸術文化の面からも基本的なものを身につけ、新しい時代の変化に即応して、幅広い視野に立った活動を期待しているものであります。更に、体育の向上を図るため、運動を大いに奨励し、健康の増進に努

め、スポーツの振興に尽くす喜びを見出して行くことが急務であると思っています。母校が、開かれた大学、魅力ある大学として、地域に、また国際社会に発展して行くためには、教育、研究の質的内容の充実を図るとともに、健全財政の確立を期さねばならぬことは申上げるまでもないところであります。

今日の様な多様化時代に対応し、近い将来に訪れる大学進学年令人口の大幅減少といったことをも考慮して、五年先、十年先の見通しを立て直し、長期計画の見直しが必要であります。特に二一世紀に向けて、広い視野を持ち、問題解決の出来る人材を育成するためにも、ここ十年間が最も重要な時期だと痛感しております。また、長期振興事業計画につきましても、従来の方針を一新して、実りあるものにする必要があるかと思っております。

今や、国際間の交流が、政治的にも、経済的にも、そして文化的にもますますさかになっております。したがって、従来の国内の枠の中に閉じ込められている様な訳にはいけません。大いに国外に出て活躍することが要求されることでありましょうから、大学における研究、教育内容をどの様に改善し教科目に変化を加えるかが大きな課題となってくると思えます。

母校の留学生の受入れにしても、また派遣にしても、世界に通じる道はまだ遠いといった感がありますが、これから大いに督励して国際交流の実を挙げたいと念じている次第であります。

今や日本は、世界の債権国になって権利義務の契約の時代を迎えました。法律もしたがって刷新を要することになるでしょう。諸外国との相互の交流があらゆる分野で活発になって、外国との取引、特に経済関係のものが増えて、法的に完全な契約書類を作成したり、また、日本流の互に信義を重んじ、誠実に履行するといった一般的条項では駄目で、契約書作成の技術について、アメリカ法の知識がなければ出来ないといったところから、外国法事務弁護士が出てくる場合が多くなるだろう。これからは相互主義に基いて外国へ出てゆき、法律事務を行う必要があると、本学の大先輩の塚本先生が、学員事報三月二十五日号で述べられておられます。ここで、外国語をよく理解

し自由に話すことが出来ることが第一条件であると痛感します。

新学期から大学では、地域に開かれた講座として、クレセント・アカデミーを開設し、初年度として英会話講座並びにOA技術講座を開講いたしました。

大学は、文科系四学部が多摩に移転をして九年目を迎えました。そして学生達は、この緑なすキャンパスで精気に溢れ、意義のある大学生活を送っております。一方、都内春日町の校舎では、理工学部の学生が将来の展望を夢見ながら、科学と技術の実学を学び、良き友を得て、大学生活をエンジョイしています。

このところ多摩移転後の大学は、冬眠をつづけているとの書状を送ってこられた人もあるので、大いに反省し、この際目覚めて活眼を以って、開かれた大学の使命を果すよう工夫をこらし、より魅力ある大学にしたいと努力しておりますことを申し上げます。

法曹会の益々のご発展を祈ります。





大学の評価

中央大学学長

川添利幸

自分の大学が世間から高く評価されるということは、誰しも嬉しいことであり、また誰にとっても願わしいことに違いない。中央大学の学員のみならず、日頃、物心両面にわたって母校をご支援くださるのも、母校が発展し、その評価が一層高まることを望まれるからであり、またわれわれ教職員が中央大学をよい大学にしようと日夜励んでいるのも、それを願えばこそである。

では、いったい世間は、なにを基準に大学を評価しているのだろうか。いいかえれば、いわゆる「よい大学」とは、いったいどのような大学をいうのであろうか。一歩突っ込んでこのように考えてみると、これはなかなか難しい問題であって、簡単には答えられないことに気付く。

いうまでもなく大学は研究・教育の機関である。したがって、大学の評価基準は、研究・教育の質に外ならない。とすれば、質の高い研究・教育が行われている大学が、とりもなおさず「よい大学」ということになるのは、論を待たない。しかし、現実はずしもそのような建前論だけで割り切れないところがあることも確かである。げんに、世間で巾をきかせている大学の評価基準は、入学試験の偏差値である。それが高ければ「よい大学」で、悪

ければ二流・三流の大学ということになる。受験産業の発達の結果、偏差値評価による大学ランキングができあがっていて、受験生は、それで自分の進路を決めることが多いときく。もし、そうならば、「よい大学」になるためには、入試の偏差値を高める工夫することに努力を集中しなければならぬということになる。

しかし、大学が偏差値を高めることにのみ腐心するのが「よい大学」への道であるかどうかについては大いに疑問がある。二つの例を挙げよう。

第一は、アメリカの名門ハーバード大学の入試改革である。1953年に、コナント学長に代って登場したビューシー新学長は、フットボールの試合で、ハーバード大学がライバルのエル大学に54対0という前例のないスコアで惨敗したのを見て、入試改革を思い立ったといわれる。そして、ハーバードは、偏差値秀才だけを集めることをやめて、さまざまな特質を持つ「面白い」人材を選抜することにしたのである。偏差値を基準にしてみれば、ハーバードは、入学者の水準を下げたように見えた。卒業生の間には不安のこえもあがった。しかし、いまでは、ハーバード大学の入試改革が成功したことに疑いを持つひとはいない。ハーバードの例は、「よい大学」とはなにか、について深く考えさせるものを示しているように思われる。

わが国においても、偏差値一辺倒の入学者選抜に問題があることは広く認められている。そして最近では、中央大学も含めて多くの大学が、多様な選抜方法を採用し始めている。しかし、残念ながら、ハーバード大学のように徹底した方法を採用するまでには至らず、依然として、ペーパーテストの比重が高いことは認めざるを得ない。ただ、そうした制約の下で、「よい大学」への模索と努力が懸命になされていることも忘れてはならない。

先日、他大学の学長数人と懇談する機会があった。その折に、こんな話を聞いた。ある大学は、ひとつの信念をもって、偏差値の高くない、いわば偏差値競争に落ちこぼれた者を入学させてきた。そして、そのような学生たちを手塩にかけて育て上げ、りっぱな社会人として世の中に送り出しつづけた。ところが、その学校の卒業生たちの活躍によって、その大学の評判がよくなり、次第に入学試験の競争が激しくなってしまった。その結果、ペーパー

テストでふるいわげざるを得なくなり、結局、偏差値の高い者だけが入学できることになってしまった。この大学の関係者は、大学の評価が高まったのは嬉しいが、偏差値の高くない者をりっぱな人間に教育して社会に送り出すという建学の理想を実現することができなくなってしまったことに戸惑いを感じ、それをどのようにして解決すべきかについて論議を重ねているというのである。この話にも「よい大学」とはなにか、ということを考えさせてくれる、味深いものがあるように思う。

今年の3月の評議員会で、某評議員からつぎのような趣旨の質問を受けた。司法試験は天下の難関で大学に入学して直に準備を始めなければ在学中に合格することは難しい。ところが、教授の中には、そのように早くから司法試験の受験勉強に取り組むのはよくないと考えて、学生をそのように指導している者があると聞く。その点学長はどのように考えるか。私は、つぎのように答えた。新制大学の一般教育には、教育上きわめて重要な役割があり、これを軽視することは許されない。また、視野の広い法曹になるためにも、一般教育は重要であって、受験勉強のために犠牲にされてよいというものではない。しかし、法学の専門教育と一般教育とは、排他的な関係にあるのではなく、その教授方法や学習の方法を工夫することによって、一般教育を犠牲にすることなく、専門の法学の学習に早くから取り組み、在学中に合格することができるようになるはずであると考えている。この答は、原理的には間違っていないと思う。しかし、その種の工夫は、口で言うほど簡単ではない。抽象論のレベルでは意見が一致しても、その具体的方法となると、見解は分かれるのが普通であるといつてよい。司法試験を目差す学生にとつて、なにがほんとうに必要なのか。その問い掛けに悩まされるのは、学生だけではない。

大学は、ただの職業専門学校ではない。大学は、高度の専門職業人を育てるだけでは、その任務の半分を果たしたに過ぎない。大学は、現存の社会や学問の在り方を根本的に問い直す力を持った人間を育てて社会に送り出さなければならぬ。大学は未来に責任を負っているというのは、その意味である。なにが「よい大学」であるか、なにがほんとうに学生のためになるのか、に悩み、迷うのも大学に職を奉ずる者の責任であり、また宿命でもあろうか。

学員会の歴史



中央大学学員会会長

堂野達也

母校中央大学の同窓会、現在の学員会の前身ともいうべき英吉利法律学校校友会は、明治二十一年（一八八八）一月、卒業生、講師、在学生をも入れて懇親の実を図り、母校の基礎を確立する目的をもって創立されたのである。一般に大学を含めて各学校では卒業生の会は、校友会とか、同窓会と称している。本学でも英吉利法律学校時代は、校友会と呼称していたようである。その翌年、校名を東京法学院と改称した。その改称の動機は、当時、私立の綜合大学の設立計画を進めていた人々があつて、増島六一郎が校長を兼務していた東京文学院と英吉利法律学校改称東京法学院及び東京医学校改称東京医学院、この三者をもつて東京学院連合を組織して、私立の連合東京大学の設立を目指していたが、英吉利法律学校はこれに参加するため校名を変更したのであつた。しかしこの計画は中途挫折して、校名改称の事実だけがあとに残つたのである。校名が東京法学院となつて、校友会も院友会と称することになった。明治三十六年（一九〇三）校名が再び変更され、東京法学院大学と改称されたが、この名称には反対が多かつたとのことである。明治三四年に早稲田専門学校が日本で最初の私立の早稲田大学となつて、本学でも、明治三五年三月には、理事者間で大学組織に学制を改革するとの議が起つたが、維持員会で積極論と時機尚早

論が、甲論乙駁容易にまとまらなかつた。だが学制の問題は別として、学生の入学資格の制定、教育内容の充実等を計る一方、組織を社団法人として、法律、政治、経済に関する学校経営を行うとともに、これらに関する図書、雑誌を出版することの認可を得たのであった。

院友会時代は相当長期に亘つたが、その初期の頃から全国各地に散らばつた卒業生すなわち院友が、各地で院友会支部の設立を企画する気運が高まつてきた。その時期は定かでないが、関西支部、大阪支部、上尾支部等の支部は相当早く設立されたものようである。

明治二七年（一八九四）四月発行の法学新報第三七号の雑報欄に、東京法学院々友会静岡支部発会式の模様に関する次の記事が載っている。

東京法学院々友会静岡支部発会式

法学院々友にして静岡県に縁故あるもの相謀て院友会静岡支部を設置し本月八日午後三時を期して静岡市紺屋町浮月樓に之か発会の式を挙げたり当日は院長菊地博士、江木、山内の二講師院友会総代三宅碩夫等参会せり一同着席するや部員高梨謙治郎氏起て支部設立の理由及開会の趣旨を辨したり

菊地院長は温平たる風彩を以て順々数千言朋友親交の密なるへきを辨し続て之か利益を説き支部設立の趣旨を賛せられ江木講師は支部の設立は全国に散在する院友相互の連絡を通ずるの利益あるを説かれ尚支部員たるものは院友唯一の言論的機関たる法学新報に向て万丈の光彩を発せられたしと述べ山田講師は当地方裁判所検事吉野信三氏は法学院と旧来縁故あるにも拘はらず未だ院友に列せられざるは全く過失によるものなれば茲に於て院友に列せられるへしとて推薦し尚來賓の好意を謝し三宅碩夫氏又支部設立に関して演説一番し來賓安原静岡地方裁判所長石川同検事正は莊重なる語氣を以て祝文を朗読せられ支部員池田大助氏答辭を述べ尚支部員有志の演説あるへき筈なりしか時間切迫せるを以て之を畧し仮規則の討議を了し役員の選挙を行ひしに

当選し式全く終りて直に宴席に移り愉を極め快を盡して散す（静岡支部通信）

以下省畧

右の記事中、菊地（武夫）、江木（衷）山田（喜之助）の三氏は英吉利法律学校創立者で、当時、京都の新進弁護士であったし、三宅碩夫氏に若き弁護士であったが、地方の支部発会式に大挙して出席したのは、院友会の活動を重視していたことを物語るものであらう。

明治三八年（一九〇五）八月、経済学部を増設が決定し、これを機会に単科大学から綜合大学へ発展すべく、これにふさわしい名称として、中央大学と改称する経過の中で、卒業生の会の名称も院友会から学員会と改め、新たに学員会規則を制定し、爾来、中央大学々員会として活動を続けてきたものである。

学員会支部は殆ど前記院友会静岡支部に続いて、全国各地に設置せられ、明治三十一年一月には佐渡支部の設置を見ている。

しかし、明治末期から大正時代を経て、昭和時代の戦前、戦後の学員会の活動については、現段階においては詳ではない。

昭和二五年（一九五〇）私立学校法が施行されて、私立学校はすべて学校法人となり、卒業生の中より、一定の条件をそなえた者を法人の評議員に選ぶことが規定されたため、従来より重い意味を持つこととなって、学員会の存在は、戦前の単な親睦団体的なものより意義を持つこととなったのである。そこで、大学当局が、元理事高窪喜八郎氏に依頼して、その再建にあたらせることとした。

高窪氏は、有力なる学員有志と相謀って、新しい会則を作って再建に乗出し、全国の各支部とも連絡し、これが再建の途を開き、会長に林頼三郎氏に就任を求め、又副会長にも当時の有力なる学員の就任を実現した。

現在、学員会の地域支部は全国に七九、職域、同期等の支部四六 計一二五支部が存在する。

前述したように、私立学校法の施行により学員の範囲を明確にしておく必要が生じて、母校中央大学の基本規定（寄附行為）第二十七条第二項で「次に掲げる者をこの法人の学員とする」と規定した。

一この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者

二この法人の専任教師職員

三この法人の設置する学校の前身たる学校の卒業者

四財団法人中央大学から学員として推薦された者

五学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

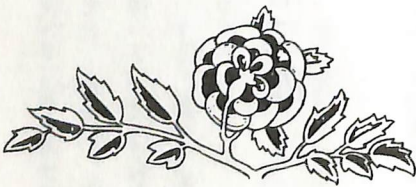
戦後職域支部として逸早く、母校出身の裁判官、検察官、弁護士をもって創立された中央大学法曹会は、昭和二八年（一九五三）二月学員会支部第一号として発足した。それについて、実業界で活躍中する卒業生をもって組織する南甲倶楽部、東京都庁に在職する学員をもって組織する各職域の白門会、大学体育部出身者をもってする体育会、各年度の卒業生の結合よりなる同期会等陸続として支部結成がなされている。これは、母校の声価の上昇に伴って卒業生も胸を張って出身母校の名を喝へることができからでしょう。

学員会の目的は、学員相互の親睦をはかり、学員の健全な与論を結集して母校の興隆に寄与することであり、これが目的達成のために各種の事業を行っている。三十五万余の学員の母校愛を結集し、母校に対する貢献の実を挙げるためには多くの問題を抱えているのが現実である。昭和六一年、創立百周年を迎えた母校は、二一世紀に向け、科学、技術の高度化に伴う社会、経済環境の変化、複雑化した国際交流等に対応する大学の研究、教育におけ

る使命を遂行するための再出発の途上に立っているのである。学会会も来る昭和六三年一〇月には創立百周年を迎えるに当って、これに因んで学会会の歴史の一端を語りたいと考えたのであるが、

資料、研究とも不足で極く狭い範囲でしか記述できなかったことをお詫びすると共に、現在、学会会本部で、学会創立記念事業委員会を設置しており、こゝで学会会の歴史についても触れられることになるでしょう。

一九八七、四、三〇





大学の当面する課題

評議員会議長

山本 清二郎

私は、本年三月二四日任期満了で、評議員会議長を、退任した者であります。昭和五三年一〇月副議長、同五四年三月からは、評議員会議長に選任されて、実に四期八年の長きに亘り、在職させて頂いたわけです。

荻山虎雄先生の場合は、基本規定の大改正の問題があり、私の場合は、昭和六〇年一月一三日中央大学創立百周年記念式典があり、この一大行事が、無事に終る迄はという事で、長くなつたわけです。その間、評議員の各位を始め、学校当局、学員会の諸兄には、絶大なご支援と、ご鞭撻を賜わり、深く感謝いたしている者であります。

(一) 創立百周年記念事業は、一昨年一月一三日行なわれた記念式典を、メインとして、各種記念事業が、渋谷理事長を中心に、教職員、学員各位の絶大な一致団結の努力により、すべて成功裡に、終わりました。記念式典は九号館で、約二、〇〇〇名、祝賀パーティーは、第一体育館で、約五、〇〇〇名の方々の出席を得て、盛大裡に挙行されました。私としては、評議員会議長として、祝賀パーティーで、中央大学の萬歳を三唱したことは、無上の光栄と思っております。

この記念式典に、外国人招待者として、フランス共和国のエクス・マルセイユ法務科学大学の、ファヴォロー名誉学長始め、タイ王国、アメリカ合衆国等の大学関係者らが、多数出席されましたが、明治一八年英利吉法律学校を、創設された増島六一郎先生らの、留学先の、英国の大学からは、参加されませんでした。われわれ昭和六・七年頃に、在校していた学生で、土方寧先生から、英不動産法を、原書で学び、かつ答案も原語で書かされた者にとっては、何となく建学の精神を考え、淋しい感じがしたのであります。なお中大法曹九号の「中大の将来を語る」座談会で、川添学長が、中央大学は、イギリス法律学校としてスタートしていますので、イギリス法の精神が、尊重されなければなりません云々。英法の精神が、中央大学の建学の精神になっていると思えますと云われているのは、全く同感であります。

(二)評議会のこと、就きましては、中大法曹第九号の母校創立百周年記念号に、評議員会雑感として、報告いたしました。が、評議員の数・質等の選任方法、評議員会の運営方法等について、広い視野に立って、これらの改善を図り、真に大学発展の基礎を樹立すべきであるとの意見があるので、附加して問題点を指摘して置きたいと思いません。

(1)評議員の選考委員会の構成は、基本規定上、選考委員の資格を厳格に定め、合計二二名の選考委員で構成されています。この選考委員会には、事前に教職員側と学員側とが、それぞれ資料を添えて、推せんがなされるのであります。この場合、教職員側には、定年があるが、学員側にこれがないため、問題となる事があります。(2)学員側では、職域支部代表の方が多く、地域支部代表の方が少ないのではないかと、云われています。遠隔の地から、大学の評議員会に出席するためには、いろいろ難点もありますが、学員会々長のお骨折を願いたいと云う意見があります。(3)最近評議員の推せん母体が、はっきりしていないのではないかと云う点があります。従前は、中大法曹会、学研連等とそれぞれ、はっきりしていたのに、この頃は、これが崩れているのではないかと云うのであります。

が、人物本位からすれば、この方が良いのかとも思われます。(4)次は評議員会の議事進行についてあります。理事長挨拶、学長学事報告は、広く大学内外に知らせるもので別ですが、議事に入ってから、の收支予算並びに決算に関する件の提案理由の説明は、資料も配付されている事であり、もう少し簡略にして良いのではないかと云う事があります。私は、教学側と学員側との交流を、もっと盛んにやるべきだと云う意見であります。学校当局のおられる場所で、教学側、学員側が、率直に意見の交換ができるところにして頂きたいと願う者であります。

(三)次は、大学財政の健全化についてであります。本学は、昭和五三年多摩キャンパス、五六年理工学部校舎の新増築の完成によって、教育研究、環境の改善計画は、ほぼ完了しているのであります。しからば、第二世紀を迎えた本学が、厳しい財政状況のもと、国際化、情報化の激変に対処し、私学の雄として、更に発展していくためには、本学の校風に基づく特色ある教育、研究活動の充実とイメージ・アップにつながる諸施策の展開と、その支えとなる財政基盤を一層強固に、収支均衡を図ることができざる方策を樹てなければならぬと思ひます。

翻つて、昭和六二年度予算説明書一八頁によれば、六二年度期首借入残高(大学施設充実費借入金)(大学支払資金借入金)(教職員福利厚生借入金)は、合計一〇二億余となっており、毎年これが利息を支払わなければならぬ状況であります。而して、昭和六二年度予算案における予算原案との増減額等の調べによつても、資金収入合計二六九億余に対し、支出合計二八四億余となっており、年度資金収支差額は、一五億余となつております。私は、前に学校法人中央大学の広報で、本学における財政の現状についての報告の中で、消費収支の状況につき、普通の企業で、二〇〇億円程度の収支規模の会社が、一〇〇億円以上の赤字を負つたら、破産してしまいます。本学は、なぜ破産しないのでしょうか。と書いてあったのを見て、愕然としました。本年三月二〇日の評議員会において、理事長は、昭和六二年度以降、現行学費のまゝ、推移した場合、四年先の昭和六五年度における累積消費支出超過額は、二九六億円という膨大な額になるだけでなく、昭和六三年度の期末において、資金収支における次年

度繰越支払資金がマイナス八億円となり全く資金が枯渇してしまふという破局的財政状況が予測されると云うので、やむを得ず学費の改定に踏み切ったと云われるのであります。私どもとしては、何としても、もっと早く措置すべきであつたのではないかと思ふのであります。最後に、創立百周年の記念行事が終わり、三月三十一日神田駿河台に、建築される中央大学百周年記念館の地鎮祭も、あつた事でもあり、その落成の日を楽しみつゝ、今後学校当局は数年の財政収支の推移及び状況を、的確に把握し乍ら、教育・研究条件のより一層の充実と、財政の健全化に向け、全精力を傾注して貰いたいと思ふ者であります。



法職講座の周辺

法職講座運営委員会委員長



法学部教授

木内 宜彦

中大法曹会には、法職講座の運営につきたえず強力なご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。法職講座の概略につきましては、法曹会選出委員であられる柳沢義信弁護士から本誌でもご報告いただいておりますので、私のほうは、講座の運営にあたって感じてきましたことを一、二述べさせていただきます。

司法試験制度の改革に、法務省はいよいよ本腰を入れてきたようです。すでにアンケート調査や弁護士、大学関係者などを集めての非公式の懇談会も行われ、四月二七日には法曹問題懇談会の第一回の会合が開かれるというところです。具体的な提案が示されるのは秋以降になるものと思われませんが、試験方法や科目の変更にとどまらず、受験回数制限、大学からの推薦制度の導入、合格者の大幅増などかなりの手直しが検討されていくようです。現状は誰の目からみても正常とはいえないでしょうから、中央大学においてもまた、法職講座の在り方を含めて、真剣にこの問題に対応していく必要がでてくると思います。

法務省が一番問題としているところは、いうまでもなく合格者の高年齢化と在学生受験者の減少傾向ということです。この両者は明らかに相関した問題であって、現行のような試験制度によるかぎり、不可避的な現象というほ

かありません。相当優秀な学生は別として、時間をかけて勉強すればするほど有利になるのは目にみえています。予備校や受験参考書のノウ・ハウをたくさん身につけることも必要になります。ひと昔前ですと、何がなんでも司法試験という学生が少なくありませんでしたので、一浪二浪して合格できるケースがたくさんあったはずですが、今は、そのくらい頑張れば何とかなると思われる優秀な学生が、さっさと見切りをつけて企業への就職を考えてしまいます。とくに中大の場合にそれが顕著になってきています。

現在の試験制度の下でも、時間をかけて勉強すればするほど有利になるとはいいまでも、勉強の工夫をし、相対的努力をすれば一浪二浪程度で十分太刀打ちできるはずですから、学生に法律家への夢をしっかりと持ちつづけてもらうようにすること、合格の見通しがつくような指導の体制をつくっていくことができれば、何も制度そのものを改革しなくても若くて優秀な人材をたくさん法曹界におくりだすことはできるはずで、まだまだ法律家志望の学生がたくさん集まってくる中央大学でそれができれば、問題は解決してしまうでしょう。

法律家志望の学生が次第に減少気味、という心配がありました、今年の入学者にみるかぎり、数の上での心配は今のところなさそうです。法曹会と学研連の協力をえて、四月七日に司法試験をめざす新入生のためのシンポジウムを開催したところ、四〇〇人教室に座りきれない学生が二〇〇人ほど、三時間近く一人も立ち去ることなく、立ちつづけて熱心に耳を傾けてくれました。司法試験という当面の問題に対してより、ご講演いただいた中津川検事ははじめとして実務にたずさわる方々に、法律家としての職業の内容などに質問が集中していて、前途はまだまだ明るいという印象を受けました。しかしこれらの新入生が四年間その法律家としての職業へ夢を持ち続けてくれるかどうかは課題といえます。

入門講座の受講希望者も三〇〇人ぐらいに達しそうですので、スタートはまずは順調といえそうです。講師には法学部でも学生の指導に定評のある若手教授をお願いしますので、ぐいぐい引っ張っていつてくれるものと期

待しています。ただ心配なのは、この講座ではそのまま司法試験の勉強に直結する解釈論を展開してもらうものはありませんので、早期合格のスローガンに煽られて、これをもの足りなく感じて予備校へ走ってしまう諸君がでてくることです。もともとの入門講座は、学部のように法学概論がないまま、すぐに憲法と民法の授業がはじまってしまい、それらを十分に消化しえないまま、二年次以降さらに他の専門科目を勉強することになるので、結局すべてが未消化になっているという状況を少しでも是正しようとしたものといえるのです。本来学部のほうで担当されるべきものなのかもしれません。こういうものが学部のほうにあれば、法職講座のほうは憲法や民法や刑法についてたとえばやさしい演習などを実施していくこともできるのかもしれませんが。

とりあえず法職講座でその両方をやればよいではないかというご意見もあるかもしれませんが。しかし、学部の講義と並行してそこまで講座を設置していくのは時間的にかなり困難なものとならざるをえません。もちろん大学の講義をほとんど無視をして予備校通いをしてしまう学生のことを考えれば、法職講座がその代わりをしてやれば彼らに少しは大学の講義にも出席できる時間をつくってやることはできるでしょう。しかしそういうことが本当の法曹を育てるといふ点で好ましいかどうか考えてみなければなりません。回り道のようにですが、少なくとも一年生の間はのびのびともの考える時間を与えてやるのが大切なように思います。

それにしても、法律家を目指している学生諸君のための指導を、このように正規の講義と課外の法職講座と重複したような形で行うのがよいのか、法学部自体が積極的にこのような指導を担っていくのがよいのかは、もう一度考えなおす時期にきているように思います。学生のニーズに合わせて、法律学科を分化していくことも検討してみる必要があるかもしれません。

二年次生以降の者のための法職講座は、講座の内容だけは充足当時に比べましてはるかに充実させることができていると思います。日程や講師の依頼について、課外の講座としてはもはや限界を越えるところまでやってきてい

ます。むしろここでは、笛ふけど踊らずの気味があり、頭を抱えております。受講してくれて、それで成果があらぬといふのでは、また考えなおさなければならぬと思いますが、どうも食わずぎらいとでもいふのでしょうか、はじめから敬遠されているふしがないわけではありません。

とかく予備校のあまりにも手取り足とり式、あるいはきわめて即戦的な勉強の指導が学生を魅了しているようです。こういった形の勉強は、利用の仕方によっては、とくに現状の司法試験ではたしかに合格のために大きな力となつてゐるのかもしれない。しかし、実際には大半の学生は高い受講料を支払つただけの効果をあげてゐないのではないかと危惧してゐます。あまりにも整いすぎた講座に頼りきつてしまつて、自分で工夫し、考へるといふことができなくなつてゐるように思ひます。研究室に入つた学生のほうが、どちらかといふとそういう空気に染まつていきがちなのが気になります。法職講座では、合格者や若手の弁護士が自分の後輩のためにすばらしい情熱をそそいでくれているのですから、そのエネルギーをもつと学生が吸収してくれるとよいのですが。



中大法職講座について



中大法職講座運営委員

柳 沢 義 信

一 中央大学は、昭和五八年二月、本学学生及び卒業生のうち法曹を希望する者に対して必要な知識を教授するため法職講座を開講し、その運営等に関する基本方針を樹て、その実施に当たることを任務とする法職講座運営委員会を設置しました。

法職講座運営委員会設置要綱によると、中央大学理事長は、法学部専任教授のうちから法学部長が推薦する者四人、学術研究団体連合会（学研連）の会員のうちから同会が推薦する者一人、中大法曹会の会員のうちから司会が推薦する者一人合計六人の委員を委嘱し、委員会において学内委員から互選した者を委員長に委嘱し、委員の任期を二年、但し再任を妨げないとされています。

そこで前年度は、法学部長から木内宣彦教授（商法）、斉藤信治教授（刑法）、住吉博教授（民事訴訟法）、永井和之教授（商法）、学研連から濱秀和弁護士、中大法曹会から森田洲右護士が推薦され、木内教授が委員長に互選されて、法職講座の運営をしました。昭和六一年一月より、学研連から鈴木康洋護士、中大法曹会から私が委員に推薦され、司法試験委員に就任された住吉博教授に代わり、昭和六二年二月より、法学部か

ら広瀬克巨教授（民法）が推薦され、委員会の運営に当たっています。

私も、前森田委員の後を引き継ぎ、できるだけだけの努力をしたいと決意を新たにしていますので、会員の皆様にはよろしく御指導、御協力をお願い申し上げます。

二 法職講座運営委員会は、昭和六〇年度は、「入門講座」を新設し、前年度の「基礎理論講座」「応用講座」「演習講座」「自主ゼミナール」と卒業生を対象とした都心「特別集中講義」都心「演習講座」を行いました。が、昭和六一年度は、「基礎理論講座」と「応用講座」を全面的に改組・充実して、新たに「講義・答練コース」を設け、前年度の講座と併せて実施しました。

昭和六二年度は、新たに「夏季集中講座」「択一ゼミナール」「法職相談コーナー」を設け、前年度の講座とともに実施することになっています。

なお、本年四月六日の法学部のオリエンテーション終了後、多摩校舎において、昭和六二年度の法職講座の開講にあたり、法職講座運営委員・本学教授・検察官・弁護士・学研関係者・中大法曹会関係者・法学部法職教育等に関する委員会委員・昭和六一年度合格者が参加して、『司法試験の合格を目指して』をテーマとする『開講シンポジウム』を開催しました。

会場には、新入学生約七〇〇名が集まりましたので、席が足りず、三時間もの間途中で席を立つ者は一人もなく、基調講演の後には質問が続ぎ、溢れるばかりの盛況でした。

このように開講シンポジウムが盛況であったのは、新入学生の法職に対する関心がいかに高いかを示していますので、本学関係者はこれに応えなければならない責務があると思います。

三 法職講座運営委員会は、司法試験の受験勉強をしている本学の学生・卒業生に必要な情報と指針を提供するために、法学部の諸先生・裁判官・検察官・弁護士・司法修習生・合格者の皆さんの協力を得て『法律家を目指す

諸君へ」と題する本を編集し、毎年発行しています。この本を読んでいただければ、法職講座を設置した意義とその内容を理解していただけると思いますが、なお主要な点を申し上げたいと思います。

1 法職講座は、法学部の正規の講義とは別に、司法試験に備えて、より高度な法律知識と、それを十分に活用することのできる法律的思考力を身につけてもらうようにするために課外に設けられている補修講座です。従ってあくまで正規の講義を土台とし、その上に司法試験の要求している学力をつけさせようとするものであり、正規の講義に代わるものではありません。

そこで講師は、本学の教授の外に、他大学の教授、本学出身の弁護士等の実務家にも依頼し、多角的な指導を行っていただいています。

2 「入門講座」は、司法試験を目指して、これから法律の勉強をしようとする学生に道しるべを提供し、勉強の心構え、勉強の仕方を指導し、法律家に関心をもってもらうようにしています。

この講座は、前期（五月～六月）と後期（九月～十一月）に分け、前期は、「法律家入門」、「私法入門」、「公法入門」の三つ、後期は、「憲法入門」、「民法入門」、「刑法入門」の三つの科目を行い、前期の「法律家入門」は、学外の法職運営委員が担当いたします。なお後期の三科目は、若手の弁護士に担当してもらうよう検討しています。

3 「講義・答案練習講座」は、短期間に司法試験に合格できるような基礎的な学力、その応用力、実践力を身につけてもらうことを目指しています。この講座は、第一期（五月～八月）、第二期（九月～翌年一月）、第三期（翌年一月～四月）の三つに分け、第一期は、憲法、民法、刑法、第二期は、憲法、民法、刑法以外の司法試験科目の全部について講義を行い、毎週土曜日に答案練習を行います。第三期は、憲法、民法、刑法について答案練習のみを行うことにしています。

出題・講評は、学内外の専門教授と弁護士が行い、添削・採点は、若手弁護士と司法修習生が担当いたします。

特に答案練習は、計画的に勉強し、答案を書いて表現力や論文の構成の仕方を学び、採点・講評を受けることによって自分の学力を知ることができますので、効果的な勉強方法であると思います。

4 「自主ゼミナール」(二月～三月)は、学生の自主的なグループに対して、合格者を派遣して、学生が自主的に立案したプログラムに基づいて、実践的な指導をしてもらいます。なお個人の申込みも受付けて、チューターの派遣を希望する者が三名に達した場合は、そのチューターによるグループの編成を認めることを検討しています。

このゼミナールによって互いに刺激しあう仲間と適切なアドバイスを受ける機会を持つことができるようになっていきます。

5 「都心講座」は、受験勉強を続けている卒業生のために都心に設けたものであります。

この講座には、司法試験の各科目について、若手の教授、助教授、講師が、短期に集中的に行う「特別集中講義」(五月～六月)と判例や演習問題について質疑・討論を行う「演習講座」(一〇月～十二月)があります。この講座によって論文試験の最後の仕上げができると思います。

6 新設の「夏季集中講座」(八月～九月)は、「講義・答練講座」の第一期終了後、第二期の開始前に行われます。

この集中講座は、「講義・答練講座」の第一期が終わり第二期を始めるまでに空白の期間が生じますので、受験生の勉強のペースを崩さないようにするとともに第二期の科目である商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の予習として、その基礎理論を集中的に講義するものであります。この講座を受けることによって、第二期に行われ

るこれらの科目の「講義・答練講座」が受け易くなると思います。

7 新設の「択一ゼミナール」（翌年二月～三月）は、「講義・答練講座」を受けた者が択一試験に挑戦するためのものであります。司法試験の合格者が、憲法・民法・刑法について実践的に指導することになっています。

8 新設の「法職相談コーナー」は、法職講座運営委員会事務室内に設け、定期的な相談日に、運営委員、若手弁護士、合格者が相談員になり、司法試験の受験勉強をしている者の勉学上の不安や勉強の仕方等について相談にのるものであります。

四 法職講座を実施するにあたり、当面の問題は、時間の割り振りであります。

法職講座の時間と正規の講義の時間が重なりますと法学部の授業を受ける在学生は、法職講座を受けられなくなります。他の大学では、法職講座を行わせるために正規の講義の時間の配分を考慮しているところがあるとのことです。

本学でも、在学生が法職講座を受け易くするためには、この点について十分な配慮がなされるべきであると思います。

次に、最近の司法試験合格者の平均年齢は二八才位であり、大学卒業後五年余りの者が多くなっています。卒業後も受験勉強を続ける者にとって最大の障害は経済的負担であります。

そこでこの実情に鑑み、本学においても司法試験受験のために留年を希望する者又は卒業後も継続して法職講座を受講する者に対しては、一定の年限を限り、未修の科目の数を勘案して授業料、法職講座の受講料等を減額又は免除し、図書館の利用を認める等在学生としての扱いをするとともに、司法試験の論文式試験に合格しなくても、法職講座で優秀な成績を上げ又は短答式試験に合格した者については、求人希望に応じて就職の面倒をみること等が必要であると思います。

ところで昭和六三年の秋ころには、中大百周年記念事業として学生会館のあとに記念館が完成し、会議室・法職教育のための事務室・講師室・講義のできる場所、演習室等が一フロアー分用意されているとのことであります。そこで都心に住む学生・卒業生で司法試験の受験勉強を続けている者のために、学生会館で法職講座を実施し、最近の司法試験の出題傾向を教え、勉強の指導をすること等が検討されるべきであると思います。

五 法職講座は、昭和五八年二月に発足してから第五年目を迎えました。

初年度に設けられた「特別講座」「判例・学説講義」「演習講座」「自主ゼミナール」は、現在のように改められ、一層充実・発展してきました。

この講座の内容の変遷の跡を辿ってみると、本学の司法試験合格者の数を増加させようとする運営委員の工夫と努力が身にしみて感じられます。

これまで本学の司法試験合格者数の減少が心配されてきましたが、近頃は上位の成績を保ち、減少の傾向に歯止めがかけられているのは、これまでの運営委員の受験者に対する熱心な指導とこれに対する中大法曹会の皆様の絶大なる御協力によるものであると思います。

法職講座は、揺籃期を過ぎて発展期にはいりました。この法職講座設置の意義と講座内容が正しく理解され、一人でも多くの受験生に利用されるようになれば、本学の司法試験の成績は一層向上することが期待できます。

法職講座運営委員会では、更に受験生の指導方針、講座内容等を検討し、この法職講座が単なる受験技術の指導だけでなく、立派な法曹を養成するための教育機関として、その内容を一層充実し、発展するよう尽力してゆきたいと思っておりますので、中大法曹会の皆様には、法職講座運営委員会に対して、忌憚のない御意見と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上

委員会活動報告

中央大学法曹会法職教育検討委員会



委員長
市川 照己

一、はじめに

中央大学の司法試験合格者の減少傾向と、法学部学生の質の低下傾向等を危惧する会員の声の結晶として、中央大学に昭和五八年二月「法職講座運営委員会」が設置されたことに対応して、当法曹会においても、同年七月当委員会が発足し、早くもこゝに満四年目を迎えようとしている。そしてこの間、当法曹会は同運営委員会をバックアップするための諸活動を展開し、殊に前年度の当法曹会執行部は、昭和六〇年五月一三日付をもって、中央大学理事長並に中央大学学長に対し「中央大学法職教育の強化充実に関する意見書」と題する意見書を提出し、①法学部法律学科に「法職専門コース」を新設すること、②法職講座をより一層強化充実すること、③大学会館において卒業生を対象とした法職講座を開設すること、の三つの事項を建言し、併せてこれが早期実現化への実践活動を次年度執行部の課題とされた。

二、活動の基本方針

前述の経緯に鑑み、本年度（昭和六〇年及び同六一年度）における当委員会の活動目標は、右意見書に基づく建

言の実現化に向けて、迅速かつ実践的な運動を展開するため、第一回委員会においてこのことを確認し、活動の基本方針として決定した。

尤も、この三つの建言事項のうち、①法職専門コースの新設と、②大学会館を使用して法職講座を開設する問題とは、大学の「正規の講義」との整合性の問題等が伏在し、これを早期に実現することは困難な実情が窺われたので、本年度はまず「法職講座」の強化充実に向けての活動を手がけることにした。

三、審議及び活動の状況

当委員会は、右の基本方針に基づき、昭和六〇年一月から今日までに一五回にわたり委員会を開催して、これが具体的方策を検討する傍ら、「法職講座運営委員会」との間でも四回に及ぶいわゆる「懇談会」形式の協議会等を持ち右提言の早期実現化に向けて努力を傾注した。その概況を略述すると、(1)昭和六〇年一月二五日及び二月二一日の両日にわたり多摩校舎において、同運営委員会主催の学研連及び当法曹会を含むいわゆる「三者」の「法職講座に関する懇談会」が開催され、その席上に同運営委員会が策定した「昭和六一年度の法職講座案」が提示されたので、当法曹会は、坂本幹事長外多数の委員から右意見書をベースにした建設的な提言をした。しかしその後と同運営委員会が公表した昭和六一年度の法職講座のカリキュラムによれば、当法曹会の要望事項が十分に参酌されておらず、殊に右意見書で最も重視していた「基礎理論講座」を廃止して「入門講座コース」の受講者は、次の段階として「講義・答練コース」を受講する仕組みに改組されていた。当委員会は事態を重視し直ちに二回にわたる委員会を開催して、この問題を慎重検討した結果、すみやかに「三者」の懇談会を開催して同運営委員会の真意等をただすと共に、次年度からは同運営委員会が「法職講座案」を策定される以前に、同運営委員会との間に懇談会を持ち、互に他意腹藏のない意見を交換して理解を深めたいやえ右要望事項の実現化を図ることが、最も適策であるとの意見の一致をみた。(2)そこで当委員会は、昭和六一年三月及び四月に開催した委員会に学研連委員長等

を招き、これが意向をもたしたところ同意、協力が得られたので直ちに同運営委員会側と交渉し、同年七月二日第二東京弁護士会館において、はじめて当法曹会主催による「懇談会」を開催することができた。この懇談会には同運営委員会の木内委員長及び永井教授が出席され、学研連も含め総勢三〇名の参加を得て、主として昭和六一年度の法職講座の内容について、約二時間半にわたって忌憚のない質疑や意見を交換し、この懇談会により昭和六一年度に改組した「講義・答練コース」のうち「講義」の内容は、従来の基礎理論講座の講義と全く同質のものであること、及び法職講座としては「入門講座コース」「講義・答練コース」との中間にいわば両者の橋渡し役を果たすため、少なくとも基本必須科目と云われる「憲法・民法・刑法」の三科目についての基礎理論的な講座を設けることが必要であること等が確認された。しかし他方これを実現するためには、「正規の講義」との整合性等に問題があるため、同運営委員会が独自に提唱することには困難な実情にあり、むしろ当法曹会側より積極的に建言すべきであるとの感触を得た。(3)そのため当委員会は、その後に開催した委員会において、同運営委員会に対し如何なる内容の提言をすべきかについて審議したところ、大勢は、まず委員各自が法職講座の講義等を見学、検証して実態を把握することが先決であるとの結論に達したので、当委員会は、同年九月一六日から同月二六日までの間に、多摩校舎で開催中の「講義・答練コース」(民法)と、都心(本学理工学部)で実施中の「都心演習講座」(民訴)の講義を視察し、それが感想等を同年一〇月に開催した委員会で集約したところ、これらの講義等は極めて充実した秀れたものであり、司法試験受験生にとって必須、不可欠な講義であると評価された。(4)また当委員会は、この講義の視察と併行して同運営委員会に対し、「昭和六二年年度の法職講座のカリキュラム」の編成について、いわゆる事前協議を申出し、同年一月一九日第二東京弁護士会館において約三時間にわたり「三者」による懇談会を開催した。懇談会には、前記木内委員長が出席され、学研連を含め総勢二五名の参加を得て、主として同運営委員会から提示された「昭和六二年年度の法職講座案のカリキュラム」の骨子について協議を重ねた。昭和六二年年度の法職

講座案によると、さきに当法曹会からしばしば要望してきた「入門講座コース」と「講義・答練コース」との中間に前記基本必須科目についての基礎理論講座を「入門講座コース」に組み入れて開設する企画が策定されていた。すなわち従来は四月から七月の間に実施していた「入門講座コース」の講座を、昭和六二年度には、「前期入門講座コース」（五月から六月の間に実施）と、「後期入門講座コース」（一〇月から十一月の間に実施）に分け、「前期入門講座」では従来どおりの講義を行うが、「後期入門講座」では、前記基本必須科目の専門講座を開設して「講義・答練コース」への橋渡し役を果させることに改組し、吾々の要望事項を実質的に組み入れるはこびとなつた。

なお、この外にも次年度には、多摩校舎に「法職無料相談室」の設置、或いは「特別講演会」の開講等が準備計画されており、右意見書に基づき当法曹会の要望事項は、漸次着実に実現化への道を辿っていると申すも過言ではない進展をみている。

四、結びとして

紙幅の都合で特記事項のみを報告することにとどめたが、終りに戦後の学制改革の下での法学部教育は直接に法曹の養成を目的としていないとの意見まである厳しい環境の中で、法職講座運営委員会に携わる木内委員長をはじめとする諸先生方の、今日までの眞摯なご努力にはひたすら頭の下がる思いである。

吾々会員は勿論のこと学研連も、この「法職講座」について更に一層の理解を深めると共に同運営委員会に対し旧に倍する強力な支援を送り本学に一日も早く司法試験合格者数第一位の栄光を取り戻して、先生方のご誠意に応えなければならぬことを附言して結びの辞とする。

遺留分はこれでよいか

外村 隆

信託銀行が遺言信託というものはじめて、その宣伝をされたおかげもあって、テレビや新聞が遺言を取り上げることが多くなり、遺言ゲームと言われるようになった。大変結構なことながら、今迄公証人も役場にパンフレットなどを置いて啓蒙宣伝をしてきたつもりでいたが、大した反響もなかったことを思えば、資本力の強さを痛感させられた。

その資本の力が、土地の価格をぐんぐん引きあげ、それが遺産争いをふやし、いやもおうもなく遺言でも作らなければという状態を作り出していることは恐ろしくもある。家族の生活の安定と保障のために、営々と築き上げた財産が、争いの対象となり、家族の絆をこわすようになっては、こんな情ないことはない。

ついでには、今の相続法が、法の庶幾した機能を果しているのであらうか。相続が家督相続中心であった戦前には、金持のための制度と言われていたが、遺産相続中心に改められた現行法が、今の社会で多数をしめる中流階級の相続に、対すしてみたと、遺言者の気

持を生かし、相続人のためになる適用ができてくるか、特に遺留分のきめ方についてみてみたい。

右の趣旨から、ここでは公証人役場を通じてみられる、都市の中堅層を形成する家庭の問題を要約して紹介する。この階層は、夫婦で永年苦勞して、現在の住居（土地付一戸建、或はマンション）に安住し、これを唯一の不動産としている人達である。

東京都内の遺言者の八十%以上は、六十才以上であるが、そのうち男子の遺言の目的は、

- ① 死後配偶者の生活の安定を図っておきたい。
- ② 商店主、小工場主は、後継者（長男とは限らない）に営業の継統ができるようにしておきたい。
- ③ 身体又は心神障害者の子の将来を守ってやりたい。というのが非常に多い。ついては、主な不動産を特定人の残したいが、死後相続人間で文句の出ないよう、争いの起らぬよう遺言を作って欲しいということになる。

右の場合、必然的に遺留分の侵害を伴う場合が多く、現行法では遺留分権利者の讓歩、抑制に期待せざるを得ない。しかしながら、このような遺言者の家族には、極道の子供がいたり、娘の婿が事業不振であったりする例がすくなくない。ここでは取敢ず、妻にだけ考えてみると、戦後、家督相続制度が廢止さ

れて、妻の相続分が認められ、それも昭和五六年から二分の一となったのは、男女平等の原理に立つとともに、妻の保護という政策的考慮もあるのである。大抵子供がそれぞれ一人前になって、母親は老年、年金のほか無収入、子供らは別居、引取りたがらないとすれば、そういう子供達に、母親の住居の安定を犠牲にしてまで、遺留分を認める必要があるのだろうか。国の体制は異にするが、中国が一九八五年一〇月から施行した相続法では、労働能力を欠く者、生活力のない者にのみ遺留分を認めていることは参考にならないであろうか、(英、米では遺留分制度はない)。

右の提案が容れないとしても、遺産分割の禁止期間を五年とせず、遺言者の指定した者(例えば妻)の生存中は、その同意がない限り分割できず、かつての使用収益権を妨げることができないと改めることによつて、妻や障害者の生活保護に資するのではあるまいか。

次に、女性の遺言者は、東京都内では、男性と略同数である。これは、妻が遺産を相続し、その際相続人間の争いを経験していたり、独身で身寄りの少ない女性がふえているためと思われる。

女性の遺言目的のなかで、遺留分制度と関連のある問題をあげると、夫の遺産が、長男や、家業の後継者

に多く配分されている場合、独身や、出戻りで自分の生活の面倒をみてくれた娘に多くの遺産を与え、その旁に酬いと共に、夫の遺産配分の不公平を、修正する遺贈を考える例が屡ある。情理上誠に自然な発想であつて、夫の財産が、夫婦共同の財産とみられるならば、両親からの相続分を合算して、遺留分相当額を相続している相続人は、母親からの相続分が少ないからと、請求することはできないとしたものである。

相続及び遺言については、まだまだ問題があるが、ここでは、公平と弱者保護の発想に立つた遺留分制度が、逆のブレイキになっている例をあげてみた次第である。

アイルランドの憲法改正問題

— 国民投票は婚姻解消を許すような

改正を否決。 —

鈴木 秀雄

はしがき

IBA (International Bar Association) 理事会が昨年五月二四日アイルランド共和国のダブリンで開かれた。出席の準備をしていたら出発も間近になってきたころ、離婚を禁止しているアイルランドの憲法改正案が議会で討議されていることが新聞にでていた。

これは面白いとロンドンに着いたときから新聞に注意していたが、いよいよダブリンに着いて現地の新聞を見ると賛否双方の立場の団体が活発な運動を展開していることが報道されている。新聞紙上では連日賛成反対の記事でいっぱいであった。結局この改正案は議会は通過したが六月二六日に国民投票で否決された。このことは我が国の新聞でも報道され、ジュリストにも解説されている（読売昭和六年六月二八日（土）朝刊、日経同年六月二八日（土）夕刊）（ジュリスト八六七号七八ページ）。しかしこの問題はまだ終わらず、遠くない将来に再び憲法改正問題が国民一般の討議の対象になると思われる。そこで現行憲法の条文と改正案並びに賛否の意見を概括的に紹介してみたい。

一、当初、憲法は英国から独立を獲得した一九二二年にアイルランド自由国憲法として制定され、一九三七年のアイルランド共和国憲法第四八条により廃止されたが新憲法第五〇条により旧憲法にもとづく法律は引き続き有効とされている。また政府の正当性も第四九条に明記されている。憲法をはじめ法律は全部英語とゲール語（アイルランド語）をもって書かれている。

改正案は正式には憲法第一〇条改正案一九八六年という（憲法はその第四六条により改正出来る）。政府が改正を提案しているのは第四一条である。同条はア

イルランドの宗教的、社会的、文化的基礎のもとに制定されたので、家庭を社会の本来の主要な基本的単位の集団にして、すべての実定法に優先する、譲渡もできず消滅することのない権利を保持する道德的団体であることを明言し、第三項二号で婚姻解消（*dissolution of marriage*）許すことを規定する法律はこれを制定してはならないと明記する。

これに対して政府の憲法改正提案（両院を通過している）は次のとおりである。即ち、裁判所は 1、婚姻が破綻していること 2、破綻の期間が少なくとも五年間継続しているか五年に達したこと 3、婚姻当事者の間に和解の合理的可能性がないこと 4、法の規定する他の条件が充足されていること、が認められるときには、扶養される配偶者及び子のための生活状態に關し適切な用意がなされるならば、法に従って婚姻解消を許可することができるというものである。

同時に妻が夫と別の独立した住所を持つことができること及び外国離婚の承認に関する法律の改正案も用意されていた。この住所（*domicile*）は我が国の住所の概念とは異なる。

二、ところでアイルランド共和国では離婚は許容されていないが、婚姻無効法がある。アイルランドがイギリスの支配下にあった当時の一八七〇年に制定された

婚姻訴訟（アイルランド）改正法により一八七一年婚姻訴訟裁判所が設立され、それまで宗教裁判所が有していた婚姻事件に関する管轄権はこの新しい裁判所に移された。しかし一〇〇年を経てこの制度につき改革の要請が強くなった。時代の進展につれ婚姻無効の制度だけでは救済を与えることができなくなったことが、制度改正ひいてはそのための憲法改正の必要性といわれている。

一九七六年に法務長官は「アイルランドにおける（婚姻）無効法」という数十ページの小冊子を刊行し、その中で一八七一年以来の裁判の経験から改革の必要性を訴えている。また同年から家族法改正が行なわれている。その一は一九七六年法律第一号（配偶者及び子の扶養）家族法であって、配偶者（夫）が扶養されている配偶者（妻）のため合理的な扶養をしない一定の場合に、裁判所の一定の命令のもとに使用主が使用人の収入から控除し、直接その配偶者（妻）が支払を受けることができるようにするため規定を定める。

また同年法律第二七号家族の住家保護法を制定した。同法により、裁判所は一方配偶者の申立により、家屋のみならず家族の住宅にある家財の処分を禁止することもできる。更に一九八一年法律第二一号（配偶

者及び子の保護）家族法は他方配偶者の行動により安全と福祉のために必要とされる配偶者及び子の保護のため更に規定を設けている。同法により裁判所は一方配偶者の申立により当該配偶者又は子の安全又は福祉がそうすることを必要と信ずる合理的理由があるときは禁止命令により他方配偶者に対し申立配偶者と子の居住している場所から退去することを命じたり、そこに立入ることを禁止したりできることを定めた。

また一九八一年法律第二二号家族法は婚約者間の贈与について婚約解消の場合の効果などを定めた。

三、その後のことはまだよく判らないが一九八〇年には離婚行動グループ（Divorce Action Group）という活動団体が結成されて行動を開始したようである。

その委員長 John O'Connor はアイルランドにおける婚姻の社会的改革という題の小冊子を発行して改革の必要を訴え、婚姻解消の実現に向けて大衆キャンペーンを始めた。右小冊子の終りには一ポンドでこの小冊子を手入する方法まで記されている。これに対しトリニティカレッジや外国の大学の教授なども勤め家族法のエキスパートといわれる William Binchy が一九八四年に「離婚が回答か」という、法律家らしい論文を発行し破綻主義に基づく無責離婚 no-fault divorce に移行した各国の例をあげて論じ、離婚制度導入に消

極的見解を示している。一九八五年に入ると宗教、哲学、倫理などを研究している Joseph McCarroll が、婚姻か離婚か、という題で、なぜ婚姻は終生のものなのか詳細に論じ、アイルランドの人民が国民投票で憲法の離婚禁止条項を除くことに投票するならば重大な団体的政治的不正行為を犯し、婚姻と家族に対し、人間に対し、無責任、無謀なことを行うものだ、と論じている。

四、このような白熱した実証的、実務的かつ歴史的、宗教的、哲学的な各方面の議論などを背景にしながら議会は法案を通過させたようである。

昨年五月二五日のサンディプレス紙によると六月二六日の離婚についての国民投票を求める憲法改正法案は三六時間に及ぶ三日間のマラソン討議の後に五月二四日上院を通過した。司法大臣アラン・デュークは討議を終るに当り、社会福祉受益者に彼等の権利が離婚により不利に影響されないよう必要な変更がなされることを保証した。

しかし六月二六日の国民投票を一か月後に控えて離婚行動グループと反対派のキャンペーンは激しかった。前記サンディプレス紙にはこのような離婚を許容するための憲法改正に反対する長文の投書がいくつつか寄せられカソリックの司祭もその立場から反対の論稿

を寄せている。しかし離婚に肯定的な北アイルランドの宗教家の論文も載せられている。

五月二六日のザ・アイリッシュタイムス紙は市民の自由のためのアイルランド協議会のセミナーでダブリンのトリニティカレッジの上席講師ウイリアム・ダンカンが離婚反対グループのいうことは欺まんだと非難し両親が離婚しても子が嫡出子であることに変わりはないと語ったという。同紙は社会福祉法のもとで女性は別居し遺棄されながら婚姻関係にあるのより離婚したのちに資格につきより不利にならないよう政府が決定したとスプリング副首相が語った旨報じている。同紙で北アイルランドのベルファストにあるカソリック結婚相談評議会のジム・ミーハンは離婚許容に理解ある態度を示している。更に翌二七日の同紙でモニカ・バーンズ夫人は離婚行動グループの会合で配偶者及び子のための法律的、経済的規定は現在の法的状態よりも一層大きい保護が与えられると語っている。

しかし閣内にも反対者がいるのであり、同紙は閣内で反対の立場を明らかにしている現職の教育大臣クニー氏がロングフォードにおいて開かれた離婚反対グループの会合で国民投票では否決の方に投票するように要請していると報じている。

五、ともかく国会を通過した政府の憲法改正案は昨年

の国民投票で否決された。しかしアイルランド共和国では回復し難いほどに破綻した婚姻関係で、推定七万人が遺棄され、別居して、再婚もできず新しい伴侶との間に嫡出の子を持つことも出来ないと言われている。

同国の全人口が約四〇〇万人とのことであるから、成人の人口を考えるとこの七万人というのは相当大きな比率であることが判る。

人間生活の根元にかかわるこの問題について同国では今後まだ当分の間論議が続くことと思われる。

以 上

ゴルフの誤解と錯覚

——上達への出発点——

中 村 茂八郎

ゴルフについて何か面白い話を書けという編集委員の注文ですが、ゴルフの面白さは、仕事と同じで、自分が努力する中で自分で感じるものだ、という惟いの中で、己の生活の一環としてゴルフというスポーツを把え、他のプレイヤーとの関わりや勝ち負けというものも、人間の関わり合う生活場面での事象として、私

自身が愉快にプレーすることを考えている者にとって、ゴルフだけが生活とは別の特に面白いものとも思えませんが。却って、ゴルフを通じて人間の弱さ脆さを識る恐怖の方が面白い。しかし、裏話しを書くには若すぎます。そこで、極めて当り前のことが上達にとって重要なのだという面から、ゴルフの上達にとって重要な基礎的な誤解と錯覚について、チョット真面目に考えてみることにしましたので、到底面白い話にはなりそうもありませんが、本当に上達を願っている初心の人にとって効果的な練習のキッカケでもなればと思います。

一、誤解の源泉

何事においても、およそ物事に通ずるというためには試行錯誤の繰返しは避けられないようですが、特にゴルフではその傾向が誠に顕著であるように思えます。言い換えれば、考えずに漫然し無駄な努力を繰り返している人が多いということなのでしょうか？

勿論、誤解は何事にもありますが、如何に考えていても前提に誤りがあれば誤解が誤解を産むことは当然ですし、その結果救い難い状況を迎えてしまうことはよくある話のようです。私として同じことです。

そもそも、地上にある物体をそのまま移動させると

いうことは、地上を移動させるか、空中に持ち上げて或は浮かせて運ぶ以外に方法はないようです。空中に浮かす力は最少限度重力を超える垂直方向の力が必要で、地上を移動させるためには、物体と地面との摩擦を超える水平方向の力を物体に与えなければならぬのは自明のことですが、人間が立ったまゝでその作業をするというところにゴルフの誤解の出発点があるようです。

ゴルフゲームでボールを「持ち上げる」ことができるのは一定の場合に限られます。あるがまゝの状態では、ルール上許された道具を使って、移動させるといふ作業の中でのみボールが空中に浮くといふこと以外には、決して許されていないといふこと自体がゴルフゲームにとって本質的な部分だからなのです。

従って、ティイングランドからホールに向つてボールを運び、カップインの快音を聞くためには、まずボールをホールに向けて始動させなければなりません。そのためにプレイヤーが許されている行為は、クラブといふ道具を使うといふことだけなのです。このことの重大さを認識することなしにゴルフが成り立たないことぐらい誰でも知っています。

ところが、そのことが余りにも当然のことであるためか、上達の遅い人の中には、その意味を考えている

人が少いのではないかと思うのです。

二、誤解からの脱出

殆ど直立した人間が、道具を使って地面の上にあるボールを動かすといふことの持つ意味の理解は、地上のボールを上方から叩くといふ動作が、プレイヤーにとって避けることの出来ないことなのだ、ということはどう考えるかといふことから、出発します。

ルール上の例外を除き、ボールはあるがまゝの状態では、クラブのストロークによつてのみ移動可能であり（ゴルフルールの基本原則）しかも少いストロークでホールインすることが勝利への前提です。言い換えれば「地上の」ボールをクラブのストロークで最も遠くへ飛ばすことから始めなければならぬのです。そこに第一の迷路の入口が口を開けて待っているのです。

人間が地上に立つてボールを動かす以上、その身体は足の裏以外は（斜面は別として）ボールより上にある、クラブを持つ腕も身体の上部についているといふ必然があります。このことは、クラブによるストロークにはボールを上から叩く要素が不可欠のものとして求められていることです。その現実の自覚が誤解からの脱出の前提なのです。

ところが、物理の常識からいふと、ボールを遠くへ飛ばすためには、地上を転がすより空中を飛ばすこと

の方が効果的であることは当然のことですので、この常識が『ボールを打ち上げる』という抜き難い誤解を生み、迷路の奥へ誘うのです。

それでは、殆ど直立した人間が、クラブを使ってボールを動かすということはどういうことなのでしょう。殆ど直立した人間が、ボールを叩くことによつて、ボールを空中に浮かすための垂直方向の力をボールに与えることが、果して可能なのでしょうか？

人間が、クラブを使って最大の力をボールに与える方法は、突く、引くは論外として、水平方向に振り廻すか、振り上げ或は振り降ろすことだと思えますが、遠くへ運ぶ（飛ばす）というためには、上から叩く、即ち振り降ろすという垂直方向で下へ向けた動きは、本来矛盾の筈です。かといつて垂直方向に上に向けて振り上げることが「地上にある」ボールを動かすための動作として不可能であることも自明です。そして、振り廻すという水平方向の力がなければボールが遠くへ離れて行く筈もないことも道理です。

従つて、直立に近い人間がクラブを使って地上のボールを飛ばすということが、振り廻すという水平方向の力によつて一応可能だとしても、ボールを垂直方向に上げる力を加えるということでは決してあり得ないということなのです。

つまり、地上のボールを空中に上げることは、直立した人間としては如何なる名手たりとも、到底不可能だということを知るべきなのです。このことが自覚されれば、ボールを遠くへ飛ばすために人間のなすべきことと出来ることの中味が、ボールに水平方向の力を与えること以上でも以下でもないということが理解される筈です。

結局、ボールを空中に上げるのは貴方ではないのです。

では、ボールを空中に上げる力はどこから来るのか、結論からいえば、クラブフェースのロフト（仰角）以外の何物でもありません。ボールの回転や空気抵抗の問題はロフトあつてのことなのです。人間にはボールを上げる責任も義務もないのです。ひたすらボールの方向に向けてボールに水平方向に力を加えて打ち出してやればよいのです。ボールを上げる努力程ナシセンスなものはないという自覚がゴルフを簡単なものにする第一歩なのです。

三、ゴルフ動作の日常性と錯覚

ところで、この地上のボールに水平方向の力を加えるということが、またまた大変なことなのです。再三述べていますが、人間は地上に殆んど直立してプレーします。そのことは人間の身体構造（骨格の仕組み）

からして、縦と横の力を合成するという複雑な作業が要求されます。つまり、直立した人間が道具を振り回す場合、剣道のお面を打つように垂直に振り降ろすことは大変自然であり、野球のバットを振るように水平方向に振ることも比較的容易です。しかし、地上のボールを遠くへ飛ばすために立っている人間が叩くには、垂直でも水平でもない斜めに振り降ろす以外には方法もありませんし、人間の両腕が両肩からそれぞれ別個にしかも等長でついている以上、身体を回転させることなしに水平方向の振りも困難です。まして足は二本だけで地上の身体を支えますから、身体を回転させるといつても、両方の足に身体の全重量がかかる状態では、上体をひねる以上のことは出来ません。それでもゴルフは身体を回転させて大きなスウィングによってボールに大きな力を加えなければ良い結果に結びつきません。

このようにみてきますと、一見、ゴルフがなんとも吾々の日常生活の一般的動作とかけ離れたものを要求しているかのように思えます。つまり、日常殆ど使用しない身体の使い方が求められていることをどう受けとめるかということです。ところが一方で筋肉も関節も、そのような使い慣れない使い方の中で、無理をしたがらないという潜在的なもう一つの欲求というか、

日常的な動きに戻りたいという強い傾向があります。そこに一層の練習という第二の迷路があるのです。つまり、ゴルフの動作は、日常動作とは違った特別の「フォーム」造りという「特別の訓練」の中でのみ作られるという錯覚に陥ることです。

しかし、日常的でない動作というのは、慣れていないということにすぎません。慣れない動作に慣れるということは、繰返すということによって一応可能ですが、それにしても特別な新しいものを採り入れるという意識は、百害あって一利なしです。所詮は人間の可能な身体的動作の範囲内でのことなのです。従って、最も楽な方法は最も自分の身体に合った無理のない方法である筈だと信ずることの方が有効だと思えます。但しこれには慣れない筋肉や関節の動きを日常的なものと同じ感覚で動かせるように慣らす努力が必要なのは当然であります。しかし、それとても、食事をとるときに箸の操作や、歩くときの両足の動作を考えれば誰でも無意識の筈ですが、そのための繰り返しがどれ程の数と時を費したかを思い起せば特別のことではない筈です。練習を「特別な新しいもの」と思うのは錯覚以外の何物でもないと思えます。この認識を持つだけで練習は愉しい自己開発となる筈です。

四、ゴルフの練習について

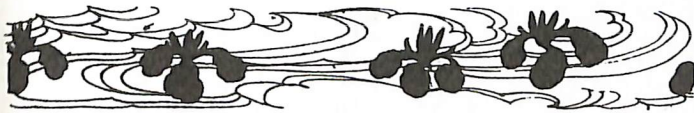
私のいささか固い言い廻しにウンザリしている向きもありましょうが、この当り前ことを繰り返すという意識がゴルフの上達のために必須なのです。誤解から抜け出し錯覚からさめて、ゴルフとても他のスポーツと同様に合理的に扱えなければならぬ。苦のものなのに、何か特別なものをやっているような安易な自惚れの中に浸って、本来のスポーツ性を忘れてしまったら、低迷には甘んじるべきでしょう。

ゴルフの過去の記録をみると、例えば全日本学生リーグ戦（Aブロック）では、一九六六年以降二〇年間に日大が優勝しなかった年は一九七九年に専修大に敗れた一回を除いてありません。この成果は、その頃から日大でゴルフのトレーニングに科学的・組織的な練習を採り入れ、従前の感覚的な練習法から脱却したことに始まると言われています。大学のゴルフ部の話は一一般のゴルファーとは別だと思ふとしたら上達は遠いものになるでしょう。同じスポーツでありながら科学的な練習法が一番遅れていたスポーツがゴルフだったと言っても過言ではないと思います。未だに誤解や錯覚から抜け出せないで、遊びと競技の区別のつかないまゝ漫然と球を打ち続けるとしたら浪費も甚しいことになりそうです。決してゴルフに限ったことでもなさそうです。

五、私のゴルフ

私は弁護士三年目の昭和三八年一〇月二五日にクラブを初めて握り、同年一二月三日に初ラウンドして現在に到りましたが、初ラウンドの同伴者が当時大洋球団の秋山登投手（H13）で、その上手さにショックを受け、一年後にスクラッチで勝ってみせると意気込んで自習したのが病みつきとなり、それ以来我流のゴルフを続けましたが、仲々誤解と錯覚から抜け切れず、昭和四八年に一〇年目でやっとハンディ五をもらいました。しかし、日弁連事務次長の仕事の関係で昭和五二年からは練習皆無の無精ゴルファーになり果てましたが昭和五九年には何となくハンディ四になり、その後司法研修所の教官業務のためコースにも出られないまゝ今日を迎えております。ところが不思議なことに練習場に出なくなった頃から却ってゴルフが上達した感じで、二々三ヶ月のブランクの後でコースへ出た時の方が素直で良いゴルフが出来るようです。五六才になった現在では筋力も衰えているのですが、基礎的な部分の誤解や錯覚から抜け出せたのか？無駄が少なくなったらしく、飛距離もスコアもこの数年殆ど変わらず、現在ハイディ五をいっています。特に苦しくもないようです。昭和六一年はゴルフを始めて以来の最少ラウンド数で、本日現在ゴルフ場に出たのは九回です。

が、六二年四月に教官の任期満了と共に、再び自己挑
戦の日曜日が待っていると思うと誠に愉快です。又、
もう少し腕を磨けたら、その時こそ面白い話を書ける
かも知れません。



「学生生活と司法試験」

(司法修習生との座談会)

—最近の受験体験を語る—

主催 中央大法曹会・会報委員会
日時 昭和六一年一〇月三二日
場所 法曹会館

出席者

法曹会側(弁護士)

大学問題委員会委員長 大西 保

副幹事長 藤井 光春

副幹事長 柳 沢 義信

副幹事長 鈴木 喜三郎

事務局次長 小野 道久

事務局次長 白河 浩

事務局次長 原 誠

司会・会報編集委員長 荻原 静夫

会報編集委員 玉田 郁生

会報編集委員 中津川 彰

司会・会報編集特別委員 安田 隆彦

司法修習生側

三九期司法修習生 桑原 育朗

同 司法修習生 徳久 正

同	司法修習生	村田 光男
四〇期司法修習生	加島 康宏	
同	司法修習生	岸 日出夫
同	司法修習生	小島 滋雄
同	司法修習生	澤野 忠
同	司法修習生	鈴木 秀一
同	司法修習生	松江 頼篤
同	司法修習生	見米 正

はじめに

荻原(司会) それでは座談会を開催致します。

私は、中央大法曹会の編集委員会の委員長の荻原と申します。きょうの座談会は、編集委員会が中心になり、他の委員会の先生方にも参加していただいて、三九

期と四〇期の修習生諸君にお話してもらおうという企画でございます。

その趣旨は、中大法曹会というのは、年齢構成が縦に長いものになっており、特に古いOBは、最近の中央大学の学生生活がどんなふうか、関心がありながらそれを知る機会がないのでございます。この際、最近、学生生活を終えて間もない皆さんに中央大学の学生生活の実情をざっくばらんにお話いただいて、先輩と後輩との絆を一層深めたい、これが一つの目的でございます。

もう一つは、最近の司法試験の実情に鑑み、最近合格された皆様から司法試験についての体験や意見を伺って、今後われわれが何かお手伝いするための参考に供したいというわけでございます。

座談会の結果は、来年発刊予定の法曹会の機関誌「中大法曹」誌上に掲載する予定です。

立场上、進行係を前半部分、主として大学の学生生活一般についての部分を私が担当します。後半、主として司法試験の勉強等に関する問題についての部分は、若い安

田先生にご担当いただく予定になっております。

座談会に入る前に、今日、幹事長がよんどころない事情で出席できませんので、副幹事長の藤井先生から幹事長に代って、ご挨拶をいただきます。

藤井 ご指名の副幹事長の藤井でございます。

本日は、幹事長から私に代ってご挨拶をとの指示でございますので、ひとこと申し上げます。

私は、所属は東弁、期は七期です。今、司会者が編集委員会主催の三九期、四〇期の司法修習生の方々の座談会の趣旨を申し上げますが、中大法曹会は中央大学のOBで、しかも東京都内に住所あるいは勤務場所を有する者及び趣旨に賛同する中大OBの法曹で構成された団体であります。その中にこの委員会があるわけです。

かつては司法試験については、常にトップの座を維持していましたが、近年、凋落傾向にあって、OBの法曹はつねに危惧してきたわけです。それで、前年度の執行部が、法曹教育の充実強化についての意見・

要望等を大学に提出して、もう少し法学教育を充実強化してかっつてのような法学部にしてほしいと、私個人の考えからいけば、やはり大学には索引車となる学部がなければならぬと思うのです。法学部だけの中央大学ではないという考え方の人もあるやに聞いておりますが、やはりその大学を引っばつていく学部、これがあつて初めて大が学生全体が強くなり、充実されていくと、私は考えております。そういう意味合いにおいても、法学部が充実強化されるには司法試験でより多くの者を合格させるというのが学生の勉学の目標にもなると考えております。

中大法曹会は、大学法学教育の充実強化という点を重視して、いかにしたら強化できるかというのを一生懸命検討しているわけです。その一環として今日の座談会も持たれたわけです。昨日、これは奇しくも合格発表があつて、東大に次いで早稲田と同列で合格者を出したというふうな速報で承っております。こういう状況に甘んじていてはよくないと思うのです。やはりトップに踊り出なければならぬと思いま

す。

今日は三九期・四〇期の皆さん、ご多忙なところを出席していただいて有難うございます。忌憚ない意見を述べていただいて、大学の法学教育に裨益するところの大ならんことを祈念しまして、ご挨拶いたします。

荻原 どうもありがとうございます。それでは引続きまして、会報委員会の担当副幹事長鈴木先生からご挨拶をお願いいたします。

鈴木(喜) 副幹事長の鈴木でございます。所属は二弁です。

今、委員長と副幹事長から趣旨、目的、中大法曹の内容についてお話がありました。中大法曹会は弁護士、裁判官、検察官、公証人で構成されております。先輩には有能な先生方がたくさんおられます。その先輩を頼りつつ、また皆さんも勉強して、遅れないようにやっつていくために、有意義な会合にしていきたいと思ひます。

荻原 それでは座談会に入る前に、今日の出席者に自己紹介をしていただきます。まず

私から自己紹介を致します。

大学は昭和三年の卒業です。司法研修所の期は一五期で、所属は第一東京弁護士会です。よろしくお願いいたします。

小野 事務局長の小野です。本日はご苦労さまです。司法研修所一五期です。昨年度から事務局長をいたしております。今日は皆さんにご協力いただき有難うございました。忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

白河 事務局次長をしております白河です。大学卒業は三六年。研修所の期は二期です。第一東京弁護士会に所属しております。よろしくお願いいたします。

大西 中大法曹会大学問題委員会委員長の大西保です。弁護士を四二年間やっております。その間中央大学真法会の役員として継続して学生諸君の司法試験対策に関与してまいりました。二年前まで中央大学の理事もいたしました。大学問題につきましては、深い関心もっております。

本日は、皆さま方のお話を承ってこれらの大学問題の参考にしたと思っております。よろしくお願いいたします。

柳沢 副幹事長の柳沢義信です。大学は旧制法学部の最後、昭和二年です。研修所は六期です。本日の会合の趣旨・目的については、先程お話がありました。その趣旨に沿って、充実した座談になるように期待しております。

桑原 三九期司法修習生の桑原と申します。昭和四四年卒業で、駿河台最後の学年になっております。今、弁護士修習で一弁で修習しております。

徳久 同じく三九期の徳久です。五三年の卒業です。多摩移転の一年前の卒業です。よろしくお願いいたします。

小島 四〇期修習生の小島です。大学卒業は昭和四六年なので、今日の座談会のテーマの一つである大学の最近の生活状態についてはわからないのですが、司法試験は昨年合格ということで参加いたしました。よろしくお願いいたします。

沢野 四〇期修習生の沢野と申します。卒業年度は四五年度です。今の小島さんと同じように、大学生活一般についてはちょっとわからない面もありますが、司法試験については参考になる話ができるのではない

かと思っております。よろしくお願いいたします。

加島 四〇期修習生の加島です。昭和五八年に大学を卒業し、昨年合格しました。在学当時は、秀朋会に所属しておりました。よろしくお願いいたします。

見米 同じく四〇期、修習生の見米と申します。大学は五八年度卒です。瑞法会という研究室で勉強しておりました。今は刑裁の修習を行っております。よろしくお願いいたします。

岸 同じく四〇期の岸です。五七年卒業です。加島君と同じ研究室で同期であります。現在同じく一弁で修習をしております。よろしくお願いいたします。

鈴木(秀) 同じく四〇期の鈴木と申します。大学卒業は五四年、多摩移転の直前の駿河台最後の卒業となります。大学時代から入ったのですが、見米君同様、瑞法会研究室に所属しておりました。現在は検察修習をやっております。よろしくお願いいたします。

松江 同じく四〇期の修習生の松江と申します。昭和四四年卒業で、駿河台最後の学

生でした。学研連には特に所属していません。今、刑裁修習をしております。よろしくお願いいたします。

原 事務局次長の方、誠にありがとうございます。昭和四一年卒、二三期です。よろしくお願いいたします。

中津川 私は中津川です。昭和三年に卒業、期は一三期です。この中で任官しているのは私だけですけれども、検事をやって二六年目になります。質のよい中大の卒業生が試験に受からないというのは一大問題だと思えますので、私は今日、いてもたってもいられないという気持ちでここに出てきました。昨日の合格発表も気になり、今日は公表のパンフレットを持ってきました

が、若い人たちの意見を、是非大西先生あるいは諸先輩が大学の担当者にお伝え願いたいと思えます。さて、他の大学では、大学全体で司法試験に力を入れています。おそらく早稲田だったらこういう会合には総長が出てくると思うのです。慶応大学も申し分ありません。名古屋大学でも、司法試験が法学部のバロメーターということで大学全体が応援してくれております。そう

いうことを私は機会ある毎にいろいろなところで言うのですが、大学は法学部だけではないというような意見もあるやに聞いております。私は非常に残念に思っております。今日の機会がより一層来年の成果に結び付くように、よい意見を願いたいと思えます。

玉田 編集委員をしております玉田です。所属は東弁で、期は一〇期です。

安田 会報委員会特別委員の安田といいます。所属は東京弁護士会で、期は三六期です。きょうは後半部分の司法試験について司会進行役を務めます。忌憚のない意見をお聞かせ下さい。

中大進学の動機

荻原 それでは座談に入ります。最初に、中央大学を受験して入学された動機というようなものを伺います。私どもの時代は将来、法曹になるために中央大学の法学部を選択した学生が多かったわけですが、最近の学生についてはどうだろうかということに関心がありますので、お話をいただきましたと思えます。

桑原 私は、古典的なタイプだと思うのですが、出身が山口で高校時代に弁護士になりたいと考えておりましたところ、家の近所に日大を卒業して市役所に勤めている人がいます。司法試験ならば中大に行きなさいと勧められました。高校の教師とも相談しまして、東大、中大、早稲田と受けて、早稲田と中大に受かりました。どちらに行こうかと悩んでおりましたが、当時合格率は中大のほうが一位でしたので入学した次第です。所期の目的は達成されたのですけれども、正直なところ、学生時代に自分の目的に即したようないろいろなことがあったかという点、ほとんどないという状況でした。私も研究室入室の受験はしたのですが、勉強せずに研究室の入室試験を受けたので、落ちてしまい、その後独学でやってきました。あまり中大にきて恩恵を蒙ったという感想はありません。

徳久 私は、桑原君よりもっと古典的なタイプになると思うのです。生まれたところは鹿児島県の奄美大島の徳之島です。高校を卒業して田舎を出るときに医者になりたいと思いましたが、都会を出てか

ら、都会の学力と島の学力とは雲泥の差があることを肌で感じました。それで予備校に通いながら二年ぐらい挑戦したのですが結局、国立大学の医学部には入れませんでした。その時併せて受けたのが中大の法学部でした。なんとか中大には入れたわけですから、医者だけでなく法律家も人の役に立つと思いい将来は弁護士になろうと思って大学に入ったわけです。

しかし、大学に入りますと、クラブ活動に専念し、空手の同好会に入りました。それで結局、四年間司法試験のことは頭の中に入れながらもクラブ活動を熱心に行っていたのです。

大学三年の時にゼミの選択の問題があったのですが、運よく渥美ゼミに入れしました。ゼミに入ったときに、法律の世界がどういうものなのか、法律家として生きることでどれほど人生ですばらしいことなのかを教えてください、ゼミの成果がありました。大学卒業後、父に勧められ、これから勉強するにあたってはよき伴侶が必要だということ、結婚し、女房に生活の糧を稼いでもらいながら、自分も学習塾でアルバ

イトをするという形で勉強をやってきて、やっと念願がかなえられました。

小島 四〇期の小島です。私の場合には、高等学校のときには日本史を選考したいと思いい、京都の学校を二つ受けたのですが、親の勧めもあって東京では、早稲田と中央大学を受けることにしました。私の父はサラリーマンでしたが、その生活を見ていて、サラリーマンにはなりたくない、自由な職業を持ちたいと思っていました。東京の大学を受けるに当たっても、サラリーマンに将来結びつかない学部はどこだろうかということを考えました。私が高校二年の時、妹が交通事故で亡くなりました、そのときに弁護士に事件の処理をしてもらったのですが、ふに落ちない弁護士の活動があったことから、母がサラリーマンが嫌ならば弁護士になったらどうかと言いました。そこで、中央大学の法学部を受けてみようということになり、余り主体性のない動機で中央大学を選んだのです。京都に行くのは親の反対もあり、あきらめ、早稲田を受験せず東京では中央大学しか受けなかったということ、最終的には中央大学の法学

部にきたわけです。

四二年の入学ですので、学費値上げ反対闘争や全共闘運動がありまして、勉強はほとんどせず大学四年間のうち半分以上を過ごしてしまいました。

その後、大学院へ進み、刑事訴訟法を専攻して、渥美先生にご指導いただきました。渥美先生のもので勉強を始めるようになってから初めて法律というものが身近なものに感じられるようになり、将来法律家になろうと思いい司法試験をそろそろ本気でやらなければならないということになりました。しかし、大学院を出てから受かるまで、実際には一〇年近くかかってしまつて、これから本当に世の中に出て一から始めるというスタートラインに立ったわけですから。

沢野 ぼくが中央大学を受験しようと思つた動機というのは、司法試験を目指すなら中央大学の法学部がいいと思つていたので入学しました。

私もサラリーマン生活はいやだというような印象を高校一年ぐらいの頃から持っていました。そこで、自由に仕事ができ、外

見上も格好良く、経済的にもまあまあである弁護士になりたいと思つたのです。

弁護士になろうと思つたのは、高校一、二年のころだったので、それ以来中央大学の法学部をめざして受験勉強をしました。

そこで、中央大学の法学部と早稲田の法学部の二つを受験しました。二つ受かつたので、どちらにいかうか相当迷いました。学校の先生からは早稲田のほうがいいのではないか、将来性もあるのではないかということも言われましたが、私は最初から中央大学の法学部を狙つておりましたから、中央大学にしました。在学した四年間というものは、小島さんが言われたように、学生運動のまつただ中でありまして、講義もほとんどないわけです。そういう状態でゼミ活動がまあまあ行われていた程度でした。

私は、高窪ゼミに入り、木内先生に指導を受けましたので、ゼミ内容としては相当まともでございました。木内先生は大変親切な方で、学生が変なことを言つても一生懸命聞いてくださいますし、有意義な勉強ができました。

講義がなかったので、勉強の場所は、ゼ

ミと図書館ぐらいいしかなかったのですが、図書館は混んでおり、十分に利用できませんでした。というわけで、在学時代は、ゼミ以外では法律の勉強はほとんどしていませんというのが実情です。

また、答案練習会については、私は研究団体に属しておりませんでしたし、且つまた大学自体も答案練習会はやっておりませんでしたから、在学時代は答案練習会には参加していませんでした。四五年に卒業した後、五〇年度から約一〇年間、真法会の答案練習会に参加し、六〇年に受かつたわけです。

荻原 受験生活については、これから具体的にお話を伺いますから、当面は大学に入つた動機だけに絞つて簡単にお話いただきたいと思います。

加島 私が入りましたのは昭和五四年で国立大学の共通一次試験があるときでした。将来の職業については、税務あるいは会計関係というものと法律関係というものの両方を考えましたが、法律家となると司法試験に合格しなければならぬ。当時から高校生の間でも司法試験は非常に難しいと言

われてました。ですから、私の場合には司法試験を受けるために、中央大学を一番上のランクにもつてきまして、次に九州大学を置いて、受験しました。

結果的には両方合格したのですけれど、中大に入りました。国立大学を蹴つて中大に入った人は、クラスにもう一人おりました。

ところで、「多摩移転による入試戦線への影響は如何」という問題がありますが、地方の者にとつて、司法試験を目指そうと思つてくるならば、多摩であろうと駿河台であろうとあまり関係がないと考えております。五四年当時は、中大はもうトップから落ちていたのですけれども、早稲田か、中大かと考えた場合に、中大の学研連がかなりの指導をしてくれるのだということを聞いて、それを目指して受けてきました。最近の大学受験では私立だけを目指してくる者がいるわけです。そうしますと、高校段階ですべての科目を勉強しないで入ってくる学生が多くて、勉強の基礎ができてない感じがします。

見米 私は加島さんとは入学年度も同じで

すが、私の場合は中大杉並高校からあがってきたので、大学受験は経験していません。高校に入るときも中大に法科があるということを考えたかという、そういうことはありませんでした。ただ、法学部に入るためには成績がよくなければいけないから頑張るといふ人が周りにいたので「ああそうだったのか」ぐらいの気持ちで法学部にいいこうと思っただけです。

大学のクラスの人の話を聞いてみても、司法試験を受けるから中央にきたという人は五〇人中二〇人もいなかったと思います。法科の中央ということである人は、今ではさらに減っているという気がします。これは最近の学生の気質とも関係すると思うのですが、なにがなんでも司法試験だといふ人は減っていると思います。

研修所に入ってから東大出身の方からも言われたのですが、中大出身者は視野が狭いのではないかと、司法試験ばかり見てきた人が多いと言われることがあります。私もそういうふうを感じることもありますが、その辺も考えて将来のことを考えるべきだと思います。

岸 私も小さい頃から医者になりたいと思っただけですが、血を見ると青くなってしまいい医者はあきらめ、医者が駄目なら弁護士ということを漠然と思っておりました。大学の受験勉強のときに、本屋で、「受験新報」という雑誌を見つけたのです。ほくは大学受験の本かと思っただけで買ったのです。家に帰って読んでみますと、大学受験とは関係のないものでした。そのときはそのまま本箱の片隅に置いておいたので、なければいけないと、そのためには大学をどうしようかというので、その「受験新報」を取り出してきまして、どこの大学にいったらいいのかとか、いろいろ見たところ、当時は東大と中大が競っていたときでありますから、それで東大と中大を受けて東大が駄目だったものだから中大にきたのです。

鈴木(秀) 私は長野県の山の中の出身ですが、家が建築関係の商売をしております、後を継ぐつもりで高校三年の時、理科系を志望し勉強をしていたのですが、数学とか物理が苦手、文科系のほうに進みた

いと思っていました。クラスに司法試験を受けるという友達がいまして、司法試験を受けるために中央大学を受けたいということを知りましたので、当時、大学別の入試案内の欄に、中央大学にはいわゆる受験団体がおり、そこで司法試験を受けている人がいることを知り、中央大学へいいこうと思いました。

松江 中央大学に入った動機としては、司法試験のことは全く考えておりませんでした。ほくは都立の北園高校出身ですが、高校時代はもっぱら音楽関係のほうをやっています、将来は音楽関係で飯を食ってきたいという気持ちを抱いておりました。しかし、音楽関係へ進むのが難しいだろうということ、駄目だった場合にサラリーマンにと漠然と考えて中央大学に入ったわけです。兄も中央大学に入っている、中央と明治は中央、明治、早稲田と受け、中央と明治に合格し、中央を選択しました。

入学後クラスの友達のほとんどが司法試験を受けるというので、学研連とかその他いろいろな試験を受けておりました、それを横目でみながら、司法試験ということに

ついて関心を持ちはじめ、三年の終わり頃受けてみようかと決意しました。

暫くは生半可に勉強も続けていたのですが、卒業した年の刑法の講義のときに先生が余談としてある弁護士としての活動の話を書かれ、これはすばらしい職業だと思い本気になって受けようという気持ちになりました。

村田 三九期の村田です。私は四六年入学です。高校時代には土木技師か弁護士かというふうに考えまして、大学をいくつか受け、合格したのは早稲田の土木工学科と慶応の機械工学科と中央の法学部だったので、す。しかし、そのときに体を壊しまして、土木教師の仕事はできないということをお先輩から言われ、法学部にしました。中央大学に入って一年半ぐらいたったとき、あまりの大学の授業の充実のなさに失望し、もうやめようということですが、書いて、出る寸前の段階にいたのですが、どうせ出るなら取敢えず四年生までの講義全部を見てから出ようということ、ひととおり全部の授業に出ました。その中でやたらと声が大きく、後ろで新聞を見ている学生を怒鳴りつけている教授がいたのです。

その方が私のゼミの渥美東洋教授だったのです。それがきっかけで中央大学に留まることにして、渥美ゼミの試験を受けて、入れていただき卒業したという経緯です。

多摩移転の影響

荻原 どうもありがとうございました。今日、ご出席の方で駿河台校舎と多摩校舎と両方を経験している方はおられますか。

駿河台校舎から多摩校舎に移転したということが、司法試験の受験という観点から、どのような影響があったのか、お話を承りたいと思います。

村田 私はたまたま日野に一〇年住んでいて、私が移ってから中央大学が八王子に移ってきました。大学とはごく近い距離でもありましたので、司法試験合格後も学生との交流が非常に多くあったのです。

一年半ぐらが多摩だけを経験している学生諸君と交流していて、皆時間がないと言います。例えば、私も、地域の子もたちとのかかわりの中で、中央大学の在学生に協力してもらって勉強やレクリエーション的なこともお願いはしていたのですけれど、

ども、彼らはそういうことは一切拒むのです。司法試験の勉強勉強と言う人が非常に多いのです。

では、彼等は勉強しているのかというと、今年の合格者は八五人ですが、実際は学生は学年に一〇〇〇人ぐらいいるので、一〇〇〇人もいるのに八五人というのは少ないと思うのです。彼等は時間がないといって勉強しているのかというと、私の目から見ると勉強はあまりしていないという様子ですね。机に向かっている時間は長いと思うのですが、時間の使い方が非常に下手になったという気がします。

小島 私の見た目では、駿河台にあったときは、すごく活気があったと思います。今から振り返ってみても、世の中のあらゆるものが法律に関係してくるわけですから、そういう意味では刺激というものが必要だと思っております。ところが多摩へ行きますと、学生がどこにいてもかわからない、キャンパスが広すぎるといふこともあるので、しょうが学校の活気というものが感じられない。また、交通機関が限られますから帰る時間など非常に時間的な制約がある。

私は都心に住んでいるのですが、八王子まで二時間はかかるのです。通学に往復四時間かかると八王子で実際に五時間勉強していても、帰る時間を気にしながら勉強しなければならぬ。勉強の環境としては社会とのつながりが切断されているという面と、時間的制約の面があり、私の見た限りではそれらがハンディになると思います。

あと一点は、学研連にしても図書館にしても、外部やOBとの交流が今いった時間の関係でやりにくい。駿河台の頃は始終先輩が来て話をしたり、指導をしたりすることができたのですが、今われわれが八王子へいくかといっても、足が遠のいてしまふ。ですから先輩・後輩の交流という面からみても試験勉強をしていくうえで八王子というのは必ずしもプラスではないと思います。また、新入生が大学を受ける場合に、東京の都心の人だと八王子というのは非常に遠く感じますから、中央大学の法学部は伝統があるけれども、無理していかなくても早稲田へ行こうとか、慶応に行こうという傾向はあるのではないかと考えております。

加島 私は多摩しか知らないのですけれど、駿河台時代のことを想像するに、近くに明治大学その他の大学もありましたが、中央大学が多摩に移ってからは、中央大学しかありませんので、右見ても左見ても中大生ばかりということになり、講義の点を考えましても、もし中大の先生方の講義以外でも興味があれば他の大学の講義に出てでも勉強すると思うのです。しかし、多摩だと時間の制約があつて他の講義を聞くことができなぬ。中大だけをただ信頼して受けるしかないというような状況というのは非常にこわいし、不安があつて受験生を予備校等に走らせる原因になっているのかもしれない。

荻原 多摩校舎のほうを経験されている方で、逆に多摩校舎がいいという点がございます。ましたら、その辺もお願いいたします。

鈴木(秀) 私は駿河台卒業ですが、研究室へ行きましてから、四年ほど多摩のほうにも行ったのです。小島さんのお話にもあつたのですが、司法試験を受けるのにあつて中央大学に行かなくてもいいという人も出ていると思います。

私は、四年ずつ駿河台と多摩のほうを通過つてみて、勉強するうえにおいて一人で行っている分にはどこでやっても同じかもしれないけれども、多摩の方は活気がないという気がしました。口こみでも中央大学へ行きなさいととても言えなくなつてしまつたという、そういう実感がしました。

荻原 時間の制約がある割には勉強していないという村田さんの意見でしたが、時間の活用が下手だということですか。

村田 おっしゃるとおりです。例えば大学祭を見てもやたらとクレープやコーヒードの出店が多いのです。勉強会の看板はほとんどありません。昔は半分以上あつたと思うのですね。それは何にせよ、なんかやつてみようというこゝろであつたと思うのです。それは中央大学だけに限らず、学生全体の傾向なのかもしれないけれども、八王子の方で刺激がなくてさらにクレープ屋を開いている、焼きそば屋を開いているというだけでは、これは心許ないのですね。

そういう意味では、今、修習生を一年半やつていろいろな大学の人たちと交流してみても、一番痛感するのは、東大出身の者と

中央大学出身者と比較した場合には、東大の方は勉強会をやる人が多いのです。

どうして司法試験を受けて、なぜ法律家になるのかというところが中大生は自分で詰めてない。詰めてなければ一二時間座っていたって、頭に入らないのですね。そういう意味で時間の使い方が下手だと思いません。

講義・ゼミ等の諸問題

荻原 先程から渥美ゼミとか木内ゼミとか、ゼミナールのお話が沢山出ておりますので、講義、ゼミナール、カリキュラム等の問題点なり、こうしたらいいというようなご意見を出していただきたいと思えます。

桑原 まず、一般講義なのですけれども、入学してすぐ人気のある講義だということで、教室に行ったのですが、うしろのほうに何十人も立って見ているわけですね。あまりかねまして、誰かが先生に「すみません、座席が少ないのもう少しどうにかありませんか」というお願いをしたところ、その先生は平気な顔をされて「もう二週間

も辛抱していただければ空きますよ」というような話でした。確かにそういう諸条件の悪さを取り越えてその講義を一生懸命聞くといいことが熱心な姿勢なのかもしれないが、後ろのほうでは私語をしていたり新聞を読んだりという状況でなかなか集中できないということ、大教室の弊害があると思います。

私は、大学一年のときに、教養ゼミに入り、山田卓生先生に基本的な法律の考え方とか民法と刑法の違とかを一年間にわたって教えていただき、自分が法律を考えるうえで大きな力になったと思います。しかし、全員が教養ゼミに参加できませんし、その数も一学年一つだけです。基本的には講義中心のものになっていました。二年、三年になると専門ゼミがあるわけですが、学生のうち半分ぐらいしか入れる枠がないので今後考えるべきだと思います。

徳久 私の場合、三年のときに渥美ゼミに入ったわけですが、評判のいいゼミは選抜試験がありまして、それで洩れる人も多いのです。そういういいゼミは、もう少し一般の学生にも入れる機会が与えられるよう

にして欲しいと思いました。

それから大学一年か二年のときに、法学の一般的なことについて先生と身近かに接していろいろな議論ができるゼミがあってもいいと思います。三年、四年になって魅力のある教授にぶつかるとはいいのですが、そういう先生に一年生、二年生の時から法律というものはどういうものかという概論的なことを教えられる機会があったら非常にいいと思いました。

荻原 ゼミなり講義なりで人気のある講義やいい講義、ゼミナールの条件はどこにあるのか、そのあたりはどうですか。

加島 人気のある講義といっても受ける側というのは一様ではないのです。われわれのように法律家になりたいという者が受ける講義と、公務員や教員やサラリーマンになりたいという人とは、受けたい授業はおのずから違ってくると思います。

いずれにしても人気のある講義というのは、わかりやすい講義なのですけれども、われわれが聞いてわかりやすい講義を、大三年生が聞いてもわからない講義になるわけで、法学部の中に講義を二通りに分け

るとわかりやすいのではないかと思えます。一般的な法律知識を得たいという人に対する講義、司法試験をうけて法曹になろうという人向けの講義というふうにしたらどうかと思います。

カリキュラムの点について申し上げたいのですが、後輩に聞くところによりまずと、訴訟法が選択なのです。現に法曹を目指すという後輩にも片方しかとらないという人が出ているようです。訴訟法と実体法の両方を勉強しないと正確なところはわからないのですから、司法試験に合格さえすれば、訴訟法をやらなくてもいいということには、疑問ももっています。

小島 今、加島君が言ったように、訴訟法が選択になっています。われわれが大学にいた頃は、選択科目と必修科目があったのですが、必修科目が非常に多かった。訴訟法までは全部必修だったのです。そういった必修と選択の範囲が大幅に変わってしまったというところは大きな問題だと思っております。というのは、先程のお話にも出ておりましたけれども、だんだん学生に主体生がなくなってきたという実体があると思

うのです。そういう実体の中で、学校側が学生の状況に合わせてカリキュラムを組むということになると、はたして何を勉強したらいいのかということがわからないままに、適当に科目をとって、しかもその授業はわからないから出ないで試験だけ受けて卒業するというようなことにもなってしまうのです。やはり法律を勉強する以上、最低限度のところは必修科目という形で学生に課しておくべきだと思います。

沢野 今の必須科目との関連ですが、ほくらの頃は、三年と四年で選択科目だけだったのですね。一つのゼミに入るのに試験があるのですが、選択ではなくて必須で、できれば一人の先生だけではなくて、二、三人の先生にやっていただければいいと思います。

私が入ったゼミは高窪ゼミと木内ゼミだったのですが、大変人気のあるゼミで、マスコロ教育の中で大変熱心で、私もゼミを通して司法試験をやるという気も生じましたし、お互い励ましあって勉強してきたので、できれば選択ではなくて必須ということで先生にお願いできればいいと思いま

す。

最近では三年の終わりとか四年になってから司法試験が就職かを考え出す学生が多いのですが、そういうことで、大学四年間の生活の意味がなくなってしまう。むしろもっと早い時期に目的をもって、大学生活を送るようにしたほうがいいと思います。そこで、入学した当初に、司法試験に限らず、こういう方向に進むためにはこういった勉強が必要であるとか、そのためには方法としてはこういうものがあると、そういった指針になるような説明会などがあってとあるといいと思います。私の場合は、教養ゼミで司法試験の受け方、法律の勉強の仕方などを基礎から丁寧に教えていただきましたので、非常に役立ちまして、合格できたのです。他のゼミにも、きましたのが、なかなかそういう形でやっているところは少ないと思います。そのために説明会とかを別に設けて、大学生活の指針になるような企画があればいいと思います。

荻原 どうもありがとうございます。今まで一般的なお話を伺ってきたのですが、これから司法試験に向けての具体的なお話

を伺いたいと思います。先程申し上げましたように司会を交替させていただきました。

司法試験受験の契機づけ

安田(司会) 後半部分の司会を担当致します安田です。

最初にお伺いしたいのは、最近の学生は、先程のお話を伺っていても活気がないと、目的意識が欠如して白紙の状態で入ってくるのではないかと、そうなりますと、入学の当初の段階で司法試験受験ということに対する積極的な契機づけをする必要があるのではないかと思います。先程のお話ですと、大学へ入ってから三年の時点ないしは四年の時点でようやく司法試験を意識し真剣に受験を考えたというような方もいらっしゃるのです、その方たちは、入学当初の段階から司法試験受験の契機づけをしてもらっていたらどうであったのかというところをお聞きしたいのです。

松江 私は三年の終わり頃決心したのですけれども、昭和五〇年の入学当時司法試験関係の情報が全く入ってこないのです。学研連に入った人達はいろいろ合格者からの

話を受けているわけですが、入っていない人は司法試験についての情報が皆無に等しい状態でしたので、一年の当初から、司法試験についてのガイダンス、答練活動、合格者によるセミナーなどを今よりも増やしたほうが良いと思います。

鈴木(秀) 三年生、四年生あるいは卒業して司法試験を志すとそれまでの二年間、三年間というのは、合格してみるとプランクだった気もするのですが、しかしその人にとっては全く無意味ではないと思います。

大学から「司法試験がありますよ」と積極的に働きかけをするという意図がよくわからないのです。やはり自分で何か目的を見つけて、自分で試験に挑戦をしていくというほうが、継続力や意欲が強い気がするのです。最初から容易な気持ちで試験をやってみようかとなると、結局は四年生ぐらいになったときに、他の道に入ってしまうのではないかというような気がするのです。**松江** 大学が、そういうふうに強制的に司法試験についての制度を知らせるというのは問題があると思うのですけれども、た

だ、司法試験というのはどういうものなのかという具体像をソフトな形で知らしめる活動はしたほうが良いと思います。

加島 先日、学研連の入室試験があつて、一二年生と面接したのですが、そのときに、何年で合格するかと聞くと、皆在学合格ということになります。

試験挑戦への契機づけをするということはいいいのですが、そのときに合格することはどの程度難しいかということを強調しすぎるとむしろ離れていくのではないかと、いう危惧を持っています。現に学研連の入室試験の受験者も、二〇〇人程いるのですが、私の団体は五〇人を切っている状態です。そういうことで受験者はどんどん減っていく。司法試験が難しいことを知ってだんだんと不安になってくるということもありまして、どういうふうに契機づけをするのかということは難しい問題だと思えます。

安田 今まで修習生の方からご発言いただいたのですが、OBの先生方も深い関心をお持ちのことと思いますので、ご発言いただきたいと思えます。

中津川 私は、今、公安調査庁の調査二部長をしております。法務省では司法試験に若い人を合格させるためにいろいろ検討しています。

私は、ある程度、入学時にガイダンスが必要だと思えます。司法試験を受けるための指針を与えてくれると皆さんは迷わないで大学四年間の中で自分で設計をしていくと思います。

現在司法試験の改正をするべく、例えば二回受けたら一年間は休ませるとか、続けさせないとかいろいろな方法を考えているようです。そういう状況ですから一年のときに、体系的な受験勉強の方法や思考力の重要性などの指導をした方がいいのではないかと考えております。

大西 承ったところでは、ゼミナールで渥美教授などが非常に人気があるというふうに感じましたけれども、渥美教授は中央大学の法学部の教授の中では、私どもがもつとも信頼している先生でございます。私どもはいい先生は大いに褒めて学内で活動をしていただきたいと思います。大学の経営の中では教学ということは聖域であ

って、われわれOBも仲々口をはさめません。

しかし、怠ける教授は論文も書かないで、講義は古いノートを読んでいるという程度で学生から敬遠されています。ほんとうはそれではいけないのであって、我々も協力していい先生方にうんと活動していただくようにしたいと思います。

鈴木(喜) 司法試験は、在学中に受かればいちばんいいわけです。

中津川さんがおっしゃったこともその辺のことに帰するのですけれども、卒業してから司法試験の勉強を開始し、卒二、卒三となりますと、将来の司法制度がどうなっていくのか不安があります。能力のある人は、大学に入ったならば、方向づけの契機をつけるため、先輩が後輩に教えるのは当たり前前なのではないでしょうか。

今中央大学の法職講座などが一年生から始めている制度もありますけれども、大学に入ったばかりの能力のある人は引張ってやるべきだと思います。

柳沢 「中大法曹」九号では、中央大法曹会が意見書を大学側に出しています。こ

の意見書の中の一つの柱として、司法試験受験者向きのコースと、それから公務員あるいは会社へいくようなコースと分けたらいいのではないかと意見があります。先程その点について意見が出ておりますが、この辺のところをもう少し汲んでいた方がいいと思います。

最近、中公新書から出た「アメリカのロイヤルの誕生」という本で、ジョージタウン ロースクールのことが出ていました。

学部を卒業してロースクールで三年やってアメリカの司法試験を受けるわけですが、合格率は大体六七%ぐらいということですが、アメリカでどんなふうに司法試験を勉強しているか参考になると思ひまして紹介させていただきます。日本もアメリカも勉強するのは同じだと思います。法律家になる以上は、先程お話がありましたように、訴訟法と実体法は車の両輪なわけですが、あまり選択の幅が広いと訴訟法を選ばないというお話もありました。司法試験を希望しておりながら、何故、そうなるのか教えてもらいたいと思います。

大学のカリキュラムと

司法試験の関係

安田 柳沢先生のご指摘もありましたので大学の講義、ゼミナール、カリキュラムの問題についてご意見をお伺いしたいと思います。

沢野 私が指導を受けた先生は高窪先生などがおられるのですけれども、訴訟法は、実体法と相互に密接な関連をもちまして、刑法の先生でも民法の先生でも訴訟法がわからないと結局駄目なのだというようにことを言われました。そうだとすると片方だけを選択するというのはおかしいと思うのです。それに関連しまして、一般教養をどこまで司法試験を受験する人の中に取り入れるかということも問題になると思うのですが、逆のことも言えるわけで、司法試験をやらない方でも、一般教養はやらなければいけないわけです。と申しますのは、先程のお話に出ましたように、一年から二年ぐらいの間は、一般教養が必要だと思えます。そうしますと訴訟法も選択ではなくて、できるだけ広い基礎をつくっていくと

いう面が必要だと思えます。

また、先程の分離教育という点はちょっと問題があると思います。大学へ入った当時から司法試験受験組と受験しない組とはつきり分けて指導するというのは、偏った人間を作る気がしますし、一般教養で基礎をつくるという面でも弊害があると思うのです。

加島 一般の公務員試験等を受ける人と司法試験を受ける人とをコースとして分けるのは反対ですが、隔年毎にやさしい講義と難しい講義をするという思うのです。先生方に交替してもらって片方の先生はやさしいもの、もう片方の先生は難しいもの、その次の年は交替するという形にすれば、法曹を目指す者は二年間、同じ先生をつなげて受講すれば、やさしいところから難しいところまで一通りわかるということになるわけで、その方がいいと思います。一般企業や公務員になりたい人は、簡単なほうの授業だけを受けていけばいいわけです。法曹希望者は、やさしいほうから難しいところにいけば理解も早まるし、コースとして分けるよりも、先生方の間で調整が科目

ごとになされればその方がいいと思います。

私は司法試験では両訴訟法をとったのですが、民事訴訟法も刑事訴訟法もボリュームがあるから大変だろうと皆言います。しかし、やってみるとそれほどでもないわけで、両方流用できる部分とか基本的な考え方は同じなわけですから受験の時にはよく考えた方がいいと思います。

見米 両訴の問題ですが、学生が両訴をとらないのは、一つには、単位がとりやすい科目を選ぼうということがあります、あと一つは大学の講義が司法試験に直結していない点にあると思います。

では、どうすればいいかということで、加島さんの言った簡単な講義と難しい講義に分けるというのも、一つの手だとは思いますが。ただ、沢野さんから出た問題点として、やはり最初から分けるのはおかしいと思います。同じ法律なのでですから、公務員になっても企業に行っても、やはり理解すべき大事なところは必要で、全く分かれるのには反対ですが、加島さんの言ったような工夫というものはあり得ると思います。また一つ提案したいのは、学生時代に講

義を受けた木内先生が行った形態として、商法の総則と手形法を受け持たれ、前期の段階で手形法を、後期の段階では商法の総則をしてくださったのです。これは一つの手だなと思いました。

どういうことかといいますと、法律をマスターするにはある程度時間もかかると思います。逆に短い期間に集中すれば全体が見えてきて、個々の論点もわかっていくという性質もあると思うのです。そうだとすれば前期の段階で教授が週に二コマもってくれて、集中的にやってくれると科目数も減るわけです。前期の段階では、年に十やらなければいけないものが五になる。そうすると勉強するうえでも非常に便利ではないかと思えます。学生の講義離れというのも講義に出るのが負担だということもあります。毎日毎日、一コマずつ違う科目をやられると頭に入っていないという面があると思います。今申し上げた形式も考慮に値すると思います。

鈴木(秀) コースに分けることですが、何も司法試験組と司法試験を受けない組とを分けて講義しなければならぬほど高度

のことを司法試験は要求していないと思えます。結局、問題は単に講義の仕方にあるだけであって、あえてコースに分けて難しくとか簡単にというほどのこともないのではないかと、ほんとうに法律をわかりやすく話してくればそれはみんな同じように理解できるものだと思います。

中津川 私は、藤本先生や永井先生のような若い先生といろいろ話し合ったことがあります。永井先生は、今の若い人は、非常に効率的で、インスタントラーマン的にこういう問題についてはこういうふうに答えなさいよというゼミが評判がいい、しかし理論的、体系的に教えようとするのもよくわからないということと不興を買ったということを言っておられました。

渥美先生とか永井先生あたりですと、自分も試験に受かっておられるし、自信をもっていますからそういうことはかまわずやられているのだらうと思います。ところがそれをやはりあまり好まない先生は自信を無くしまして、人気をとりたいたいということ、本来ならこうあるべきなのだけれども、そこはちょっと避けて、もう少し人気

取りをやるとういうことになるのではないかと心配しているわけです。司法試験に合格した方には、そのようなやり方では物足りないところもあると思います。

柳沢 東京大学では講義をコース別に選んでおります。司法官向きコース、国家公務員向きコースと、実業社会に出る経済中心のコースとかですね。しかし、京都大学はその方式をとっていないのです。中央大学でもそのどちらを選ぶかについては、歴史的な経緯があるようですが、他大学で実施しているところもあるという現実、その辺を踏まえてどうなのでしょう。

安田 今の柳沢先生のご指摘についていかがですか。

徳久 コースに分けたとしても、司法試験コースを選んだ人間に変な支障が生ずるかということを考えてみますと、要はその取り組方自体の問題で、その人間にとって糧になるかならないかというのは決まってくるわけですから、コースに分けたからといって別に支障はないだらうと思います。それから分けたことが、若い法学者を出すことに効果が出てくるかということですが、

大学に入ったときに、より法学に直結するような機会が多く与えられていたら、ほくももう少し若くして受かれたのではないかという気持があります。

三九期の東大出身者の若い連中にどういう勉強をして在学中に受かったのかを聞いてみますと、大学の授業を聞いて、非常におぼろげながら一つ一つの科目について勉強したと、そのあと予備校に行つて受験そのものに直結するようなノウハウ的な勉強をしている。その二つを通して、見事現役で受かっているということです。

そうしますと中央大学の授業が、はたして東大の授業に負けないぐらいの内容をもっているか、質をもっているかという点や、はり疑問だと思ふのです。そういう意味で、大学の教授が、司法試験ということを考えながらも、現在の法律に関して起こっている問題をふんだんに取り上げて、授業自体を魅力あるものにしていくことに取り組んでもらわれないといけないと思います。

沢野 分離教育の是非の問題については、いい面と悪い面と二つ考えなければいけないと思うのです。いい面を申しますと、専

門的に教育できる、司法試験の勉強ができるということだと思ふのです。逆に悪い面を考えますと、司法試験の専門をとらなかつた人の中に、これから進路を変更して勉強しようという人を排除してしまうということがあると思います。

人間というのは隠された能力があつて、それを発掘していくことも大学教育では必要です。そうしますと分離教育というのは機械的に分離し片方だけは専門化してしまふということですから、自分の選択を変えろという道が開かれていれはいいと思ふのですが、そうでない限りは問題のほうが多いと思ひます。

大西 進行について意見があります。法曹専門教育と一般の教育については、中大法曹会としては、すでに長い間検討した結果、意見を大学当局に出しているわけです。この問題はこの程度にしたほうが時間の節約になると思ひます。

学研連等研究室の問題点

安田 ご指摘もあつたようですので、カリキュラムの問題はこの辺で終わりにいたし

まして、学研連が現在抱えている問題点とか改善点などがありましたら、その辺をお聞きしたいと思ひます。

岸 私は秀朋会に所属しておりますが、最近の学研連に共通する問題点としまして、学研連に入つてこようと思ふ人たちの数が激減しているということがあります。その原因は予備校にいつて勉強したほうがいいと判断する人たちが増えてきたこと、そもそも司法試験に挑戦しようという人たちの数が減つてきていること、学研連のあり方自体に問題があること、この三つだと思ふのです。学研連の在り方の問題点としましては、印象が暗い、受からないで長年マンネリ化した生活を送っていることから出てくるのだと思ふのですけれども、非常にイメージとしてはよくないですね。いわば落人村というかそういう感じさえするのです。また、受かるために研究室に入つてくるという確固たる目的をもっている人が少ない。漠然と学研連に所属すれば周りに引き摺られ時期がくれば自然に受かつていくだろうといった安易な気持ちで入つてくる人たちが多いということです。

それから多摩に移転したことも関係して、OBがなかなか指導に行けない。どうしてもOBからの指導体制が弱くなってしまふ。もともと学研連内部のレベルの低下があるわけですから、内部での指導ということもやはり充実していかない。そうすると悪循環が進行して、学研連自体のレベルが下がっていると思います。

鈴木(秀) 私は、瑞法会に所属しております。私は今後学研連に多くを期待しては、従来学研連が担ってきた機能というのは、従来学研連が担ってきた機能といえるような状態になっているからです。

先日某新聞で、住吉教授が、相撲部屋みたいなところであると、そういう封建的なところであるということを言われてましたけれども、そういう印象もある中で他に同じ機能を果たすところがあるのだったらば、何も好き好んで入らなくてもいいのではないかと。また現に入った人の中でも定着率が非常に悪い。あえて学研連にいくなくてもいいということを、中に入ってよく認識されるのではないかと思います。ただ、

私自身は、司法試験合格云々というのはさっておきまして、非常にいいところもあると思っはいますが、司法試験に関しては、もう期待しても無理ではないかと考えています。

荻原 今まで学研連が果たした機能は何であったのか、そして今はそれに変わる機能があるのか、その他でも求められるとすればどんなところがあるのか。その辺を具体的に聞きたいと思っています。

鈴木(秀) 例えば、答案練習につきましては従来予備校等がなかったときは、学研連の中のいくつかの研究室がそういうものを主催して、本来対内的なものだったのですけれども、対外的にも門戸を拡げたいということ、先輩等を通してのゼミ等、そういったものはすべて予備校で十分受けられるということがいけば大きいと思います。

司法試験予備校の問題点

安田 最近司法試験の受験予備校が台頭しているわけですが、この点も絡めて、学研連の問題点、予備校の利用状況についてご意見をお願いします。

加島 私自身はあまり利用したことはないのですけれども、後輩は予備校に行っております。先程鈴木さんが言われたように、

学研連等が担ってきた役割をほかのところですべて担えるかというところ、そうではなくて、論理力、推理力というのは、学研連等でないと無理ではないかと思ひます。たしかに予備校出は、論点はこれだ、解答はこういう視点からこのように出すのだということをお教へてはくれますが、司法試験ではそれ以上の論理力、推理力をつけなければならず、その場は学研連だと思ひます。

現に、四〇期の修習生でもかなりの人が予備校には通っていたのですが、単にそれだけで来た人ではありません。予備校以外に自分たちの勉強会などを利用して合格した人であることは間違いない。今の学生が単に予備校だけに頼ればよいと考えて、その他の努力が必要だということを知らないで行くのは怖いことだと思ひます。

徳久 私は、学研連にも所属していませんでしたし、予備校も答練を一回ほどいった程度の利用状況でした。しかし、私は司法試験の仲間を集めて、私的なゼミをやりま

した。それが一番論理力や推理力の形成に結び付いたような気がします。ですから学研連に所属しない者にとっては、そういうものを積極的に求めないとなかなか合格には結びつかないと思います。

それからボランティアで合格者が指導している答練もあります。そこで答練をやったあと、答練の問題について合格者を中心にして質問形式で議論をしたのです。そういったことが役に立つと思います。結局は学研連もそういう活用がなされればやはり有意義な団体になるのではないかと思います。

小島 私も学研連には所属してなかったのですが、駿河台にいた頃の経験でみますと、当時は予備校なんてありませんから、司法試験に関しては学研連側がやる、それに学校側が校舎を貸すとかして援助をするというような体制だったと思うのです。予備校ができるようになったというのは、八王子へ移転するのと期を前後してのことでないかと思います。それで学研連が主宰していた答練も衰退してきて、予備校に食われている。しかし、予備校の実態は何か

はというと、非常に幻想があります。例えば、模擬試験を一回受けただけでも、自分のところの出身者として合格者一覧の中に発表するわけです。商売ですからそういう形で宣伝しますし、また情報が非常に多いということ、それに踊らされる場所があるだろうと思います。ところが実際に、司法試験について必要なところは、かつて学研連がやってたように、ゼミを組んで議論をして、あるいはOBが指導をして、力をつけていくという機能と、もう一つそれを実際に練習するという答練の機能と、この二つが相まってその成果を上げたと思うのです。

ですから予備校があったとしても学研連が基本的な司法試験に必要な作業というものをきちっとやっておれば、決して予備校が流行っているから学研連が駄目になるということはないという気が外から眺めてい

ます。
中津川 他の大学の実情は、例えば早稲田、慶応、それぞれ中央大学を真似て研究室を作っております。そしてそれに対しては予算をすくく投入しています。ところが、

が、中央大学は、他の校友会、ほかのスपोर्टの団体と同レベルで考えられているのではないかと思います。

中央大学は法学部が看板であるとするならば惜しみなく財力を投入すべきであると。これは早稲田、慶応が実践しており、着々と成果を挙げているというのが如実に物語っています。

もう一つは、現在の若い人たちは、予備校に入ろうか学研連に入ろうかということと同じレベルで考えております。私は、受かった先のことを考えなさいと言います。学研連に入れば将来の人的関係もあって非常にいいということを言っているのですが、今の若い人はそういうふうには考えていない。これは学研連の質の低下、即ちそこに入っても受かるかどうか不安だ、それなら予備校に入ったほうが安心だという群衆心理があるだろうと思います。従って、学研連がもう少し自信をもって先輩が後輩を指導していただくと安心してやっているのでないかと思っております。

司法試験の勉強方法・

法職講座への要望

安田 どうもありがとうございます。

次に応用能力を身につけるには、どうしたらいいか、「司法試験の求めるものは何か」ということをお聞きしたいと思います。

司法試験に受かるためのポイントはここだというようなことでも結構でございます。また、法職講座についても御意見があればお願いいたします。

加島 法職講座の従前は学研連が自発的にしていたものが学部に移り、大学に移ったというふうに記憶しております。内容から考えていった場合に、私は両方受けているのですが、学研連にいたときのほうがかなり高度だったのではないかという気がしますが、学部や大学に移ったことよってお金はかなり出していただけなのですが、かなり対象範囲が広がり、基礎講座と難しい講座とに分けることによって、レベルを少し下げている面があるわけです。また、法職の答案練習会の採点もしているのですが、書き方を教える際に、学研連だと後輩と面

と向かって、指導できるわけです。しかし、今の答案練習会における指導は、答案に赤ペンで点削するしか指導できないわけです。その中で論理力や推理力等を指導するのは、限度があります。従って、小さい規模のゼミを併用して口こみで教える必要もあると思います。

岸 加島君の言われたのに同感でして、法律というのは説得の学問ですから、どんなに自分の頭の中で理解していても、それを他人に対して表現して納得してもらわない限りは意味がありません。その説得力をどうやって検査するかというと、どうしても答練などに限られるわけですが、答練というところ、範囲とか回数とかが極めて制限されますので、一番重要なのはゼミだと思えます。ゼミを継続的にやることによって、より細かく自分の理解度を検証することが可能になると思います。ですから法職の運営につきましても、答練も大事ではありませんが、これからはゼミに目を向けて、いかに合理的なゼミをまたゼミを通じた指導体制を作れるかということに目を向けたいかどうかと思います。

安田 そのほか法職に限らなくても結構ですけれども、受験経験から、こういう勉強をやってそれが応用能力を身につけるのに役に立ったというようなことでも結構ですからご意見をお聞かせ下さい。

村田 私は、多摩でも二年間授業を受けていました。これは合格する直前の二年間です。

私が、学生たちと接触して考えておりますことは、中央大学の司法試験の合格者の数を増やすためには、中央大学の「中央」を意識しているうちは数は増えないのではないかという気がしております。

具体的にはどういうことかと申しますと、今の偏差値教育をずっと受けてきた若い人達に、東大だ早稲田だというような形で中央大学も頑張れといったところで彼等としてはだんだん中央大学から離れていくだけの話だと思うのです。早稲田、東大と比較されてどうのこうのというのは非常に嫌だと、それは昔の偏差値教育、そういうことで個人の価値を決められてしまうことについて、本能的に反発するようなどころがあります。

それではどうしたらいいのかといいますが、とにかく中央大学の教授陣、授業を良くする、教授を良くすることだと思えます。他大学との比較で中央大学がどういう位置づけをされるのかということを意識するのではなくて、そんなことはわれわれは意に介してないのだ、大学の四年間で君たちの能力が全開できるほどの教授を揃えているという自信をもった教授をそろえることが大事だと思います。

私も多摩で二年間授業を受けているときに、ある教授はこういう話をされたのです。「君たちは、最初から私立に来た連中が多い。共通一次の試験も受けてない。科目数が少ないのでこの大学にきたのだ。そういう学生諸君にはこの程度の授業で十分ではないか、もう少しレベルを上げると君たちはわからなくなる」というようなことを言われました。しかし、先生方が学生をそういう目でみたら、学生は自分の能力を育てようということには絶対ならぬので、教授の方が業績を残し、学生から信頼される活動をされるということが、一番大事だと思います。今の大学の授業が司法試

験に役に立たないかというところ、決してそういうわけではなくて、どれを選択するかということなのです。合格者の中にも授業は受けている方が結構いるのです。その人たちは非常に吟味して大学の授業を選んでいきます。

また、先程の学研連の関係で言いますと、中央大学を暗くしている張本人は学研連であるということをし礼ながら私は感じています。学研連は何故悪いかというと、中央大学に入る段階で選別され、さらに大生同士がお互い信頼感をもたない。学研連の中で信頼感というのはあるようなのですが、多くの学生は学研連に入っていない。学研連に入っていない連中ですから、落ちこぼれみたいな烙印を押されて、お互いが信頼しないで勉強会も開かない。そういう気風が中央大学の学生には今非常にあって、例えば東京大学で見られるような司法試験において一緒に勉強会をもつということはおいては中央にはありません。やはり教授が学生をどうみるか、教授たちがどれだけの実力や実績を残している方たちなのか、信

頼されている方たちなのか、それがまず第一だと思います。

安田 詳細なご意見をありがとうございます。この辺で司法試験関連については終わりにします。

中大法曹会に望むこと

荻原 時間がまいりましたので、座談会は終了したいと思います。が、修習生の皆さんも近い将来、中大法曹会に入ってこられるので、最後に法曹会に対する希望や感想がありましたら、お伺いしたいと思います。

小島 私は、中大法曹会を存じ上げなかったのですが、法曹会には立派な諸先輩がいらっしゃるわけですから、大学に対して発言力を強めていただきたいと思えます。発言力を強めるといふ内容なのですけれども、開かれた自由な大学として、日本の社会にとって有意義な人材を育てる大学という意味での中央大学にするためにはどうしたらいいのかという観点からアドバイス等を大学にしていくことが必要だと思えます。と申しますのは、研修所に入ってからでも、中央大学出身者は連帯意識がない。

それは村田さんがおっしゃったように、お互いに打ち解け合って信頼しあってないままに合格してしまったというところにあると思うのです。ですから、法学部がどうのこうのということではなくて、どういふ大学をつくりたいのかという高い次元で大学に物を申していくということが大切だと思います。どの世界に進んでも自分は中央大学でこういういい先生方に学んで、こういういい人物と接触ができて、こういう素晴らしい友人がたくさんいるのだというような形で大学が成り立っていけば良いと思います。法律家を目指したわれわれにとっても、法律の世界だけで生きていくわけではないのですから、大学に対する関係でいえば、開かれた自由な人物ができるような大学をつくっていくために、法曹会が大いに活躍し発言力を強め、大学を変えていく大きな力になっていただければ幸いですと思います。

荻原 長時間にわたって有意義なお話を聞かせいただきましてありがとうございます。この辺で座談会を終了させていただきます。



關係諸規定

中央大学法曹会会則

(制定昭和44・5・17 改正55・5・27)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発達に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二、会法及び会員名簿の発行
- 三、研究会、講演会及び座談会の開催
- 四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員にならうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一、幹事長 一名
- 二、副幹事長 五名

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいづれも幹事の互選による。

第七条 役員任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時総会を召集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、幹事、評議員その他の役員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する

事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくることが出来る。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することが出来る。

附 則

この会則は、昭和五十七年六月一日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内

2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

4 都内各裁判所所属会員（判事出身の

公証人を含む）中より

二四名以内

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の

公証人を含む）中より

二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規程

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大法曹会選出の中央大学

法職講座運営委員会委員

一名

二、東京弁護士会ブロック

四名

三、第一東京弁護士会ブロック

二名

四、第二東京弁護士会ブロック

二名

五、裁判所ブロック

一名

六、検察庁ブロック

一名

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、随時審議決定する。

(意見の陳述等)

第七条 委員会は必要に応じて中央大学法職講座運営委員会委員長及び中央大学教職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

委員会は中央大学学術研究団体連合会の本委員会と対置する委員会と年一回以上、合同会議を開催することとする。

附 則

この規則は、昭和五八年七月二九日から施行する。

昭和五九年四月一六日一部改正

中央大学法曹会役員等名簿（昭和60・61年度）

一、中大法曹会顧問・役員等

(1) 顧問

石田寅雄 兼平慶之助 小池金市 滝澤国雄 堂野達也

(東弁)

井出甲子太郎 大塚喜一郎 金子文六 倉田雅充 藤井暹

宮田光秀 山本清二郎 八島三郎 (二弁)

石井一郎 大西保 木戸口久治 松井宣 (二弁)

(2) 参与

小川泉 戸田宗孝 米田為次 (東弁)

小木貞一 橋本三郎 (二弁)

近藤三代次 鈴木近治 鈴木清二 (二弁)

外村隆 (公証人)

(3) 幹事長

坂本建之助 (二弁)

(4) 副幹事長

藤井光春 (東弁)

柳澤義信 (一弁)

鈴木喜三郎 (二弁)

(5)

常任幹事

山本和敏(裁判所) 甲斐中辰夫(検察庁)

赤坂正男

阿部三郎

安藤章

猪股喜蔵

及川昭二

岡垣宏和

小竹耕

木川統一郎

児島平

佐藤義行

篠原千廣

鈴木秀雄

須藤正彦

高木茂

中村治郎

縄稚登

原山庫佳

浜秀和

水上喜景

森田洲右

岩田豊

岡田錫洵

梶原止

設楽敏男

原秀男

松家里明

山崎源三

吉本英雄

依田敬一郎

渡辺洋一郎

岩瀬外嗣雄

内山弘

大平恵吾

小野田六二

川坂二郎

斉藤兼也

田宮甫

中津靖夫

野宮利雄

村山芳朗

糟谷忠男

河野信夫

新海順次

杉山英巳

村重慶一

佐野眞一

竹村照雄

水原敏博

宮本喜光

宗像紀夫

幹事

秋山邦夫

浅見昭一

安藤貞一

飯田義則

秋知和憲

秋山邦夫

浅見昭一

安藤貞一

飯田義則

(6)

秋知和憲

秋山邦夫

浅見昭一

安藤貞一

飯田義則

(裁判所)

(検察庁)

(東弁)

(二弁)

(二弁)

若藤綱高垣安 山系服中橘白紺北奧岩飯
 林本取橋鐔西 田部村茂八節井野村原喜三田滿塚
 秀孝勇次繁愈 重正邦彦茂八郎節郎明稔彦三郎夫孝
 雄猛治次繁愈 雄敏彦郎明稔彦三郎夫孝

藤成田篠池 山細本名玉鈴斉久木片内市
 本富口原田 田野間波田木藤野岡丸川
 博安邦由達 茂静倉四郎郁生康暢利義昭
 光信雄宏郎 茂雄崇郎生洋生光廣昭己

宮萩田信伊 山堀日西田高佐日金遠伊
 島原中部藤 本合野込村嶋伯下沢恭和東
 崇平茂雄敬 忠辰夫久三郎明彦男弘雄男夫正
 行義義義義 義夫三郎明彦男弘雄男夫正

柳羽田鳥居 橫安深西堤多柳倉龜太稻
 澤田中田林 山田沢林 賀原卓田井田
 義忠慎一與 昭隆武經淳健三卓哲忠常寬
 信義義義三 昭彦久博一三郎治夫夫雄寬

山深柘白萩 吉安福野天田笹小岸大井
 田澤澤河原原 田原正家島坂嶋原林岸高上
 賢賢浩静夫 田正之辰夫良辰春桂宏也巖範勝
 次賢浩夫 郎之夫男雄一輔也巖範義

(以上六〇名東弁)

(以上二六名一弁)

事務局長 小野 道久

事務局次長 鈴木 康洋(東弁)

〃 白河 浩(一弁)

〃 原 誠(二弁)

〃 末 永 進(裁判所)

〃 寺 西 賢 二(検察庁)

二、中大法曹会各種委員会委員 ○印は委員長 ○印は副委員長

(1) 人事委員会

赤坂 正男 篠原 千廣 滝澤 国雄 水上 喜景(東弁)

◎信 部 高雄 若林 秀雄(二弁)

小野田 六二 野宮 利雄(二弁)

杉山 英 巳(裁判所)

清沢 義 男(検察庁)

(2) 会報編集委員会

岡垣 宏 和 北村 忠 彦 玉田 郁 生 福家 辰 夫(東弁)

◎萩 原 静 夫 山本 卓 也(二弁)

笠井 盛 男 大塚 功 男(二弁)

奥平 守 男(裁判所)

中津川 彰(検察庁)

(3) 会則改正委員会

赤坂正男 小竹耕 鈴木秀雄 ◎滝澤国雄(東弁)

松家里明 山崎源三(二弁)

斉藤兼也 林田耕臣(二弁)

新海順次(裁判所)

石部紀男(検察庁)

(4) 法職教育検討委員会

◎市川照己 木川統一郎 本間崇 橘節郎(東弁)

岩田豊 元木徹(二弁)

多田武 小海正勝(二弁)

松岡靖光(裁判所)

鈴木芳夫(検察庁)

(5) 大学問題委員会

赤坂正男 阿部三郎 猪股喜蔵 大高満範 奥原喜三郎

日下文雄 久木野利光 小池金市 児島平 紺野稔

佐伯弘 滝澤国雄 中村茂八郎 名波倉四郎 縄稚登

服部邦彦 水上喜景 森田洲右 山本忠義 横山昭 (東弁)

井出甲子太郎 大塚喜一郎 岡田錫洩 小木貞一 倉田雅充

(6)

竹村照雄	岡垣学	林田耕臣	高橋守雄	小野田六二	山崎源三	深澤勝	岩田豊	玉田郁生	柳原卓郎	日下文雄	赤坂正男	中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会	竹村照雄	岡垣学	村山芳朗	川坂二郎	石井一郎	原秀男
水原敏博(檢察庁)	藤原康志(裁判所)	吉田和夫(二弁)	田宮甫	大平恵吾	依田敬一郎	深澤守	梶原止	繩稚登	笹原桂輔	児島平	安藤章		水原敏博(檢察庁)	糟谷忠男(裁判所)	吉田和夫(二弁)	田宮甫	上野操	宮田光秀
			中津靖夫	笠井盛男	若林秀雄(二弁)	松家里明	設楽敏男	浜秀和	篠原千廣	小竹耕	遠藤和夫				長岡邦	岡山弘	内山弘	八島三郎
			中吉章一郎	坂本建之助	◎宮田光秀	◎宮田邦雄	田口邦雄	原山庫佳	鈴木秀雄	小林宏也	太田常雄				古山昭三郎	◎大山西保	山本清二郎(二弁)	
			野宮利雄	鈴木誠		萩原平	萩原平	水上喜景	須藤正彦	佐伯弘	久木野利光				松井宣	加藤康夫		

中央大学法曹会役員等名簿 (敬省略)

昭和六〇年度、昭和六一年度

一、中大法曹会顧問・役員等

(1) 顧問

石田 寅雄 兼平 慶之助 小池 金市 後藤 英三 滝沢 国雄

(東弁)

堂野 達也 大塚 喜一郎 金子 文六 倉田 雅充 藤井 暹

(東弁)

井出 甲子太郎 山本 清二郎 八島 三郎 松井 宣

(二弁)

宮田 光秀 大西 保 八島 三郎 松井 宣

(二弁)

石井 一郎 (裁判所)

(2) 参与

小川 泉 戸田 宗孝 米田 為次

(東弁)

小木 貞一 斎藤 岩次郎 橋本 三郎

(二弁)

近藤 三代次 鈴木 近治 鈴木 清二

(二弁)

外村 隆 (公証人)

(3) 幹事長

坂本 建之助

(4) 副幹事長

藤井 光春 (東弁)

柳澤 義信 (一弁)

鈴木 喜三郎 (二弁)

山本 和敏 (裁判所)

甲斐中 辰夫 (檢察庁)

(5) 常任幹事

赤坂 正男

岡部 三郎

安藤 章

猪股 喜蔵

及川 昭二

岡垣 宏和

小竹 耕

木川 統一郎

児島 平

佐藤 義行

篠原 千広

鈴木 秀雄

須藤 正彦

高木 茂

中村 治郎

縄 稚登

原山 庫佳

浜 秀和

水上 喜景

森田 洲右

岩田 豊

岡田 錫洸

梶原 止

設楽 敏男

原 秀男

松家 里明

山崎 源三

吉本 英雄

依田 敬一郎

渡辺 洋一郎

岩瀬 外嗣雄

内山 弘

大平 恵吾

小野田 六二

川坂 二郎

斉藤 兼也

田宮 甫

中津 靖夫

野宮 利雄

村山 芳朗

糟谷 忠男

河野 信夫

新海 順次

杉山 英己

村重 慶一

佐野 眞一

竹村 照雄

水原 敏博

宮本 喜光

宗像 紀夫

(以上五名裁判所)

(以上二〇名二弁)

(以上一〇名一弁)

(以上五名裁判所)

(以上五名裁判所)

(6) 幹事(常任幹事を除く)

藤本 猛	綱取 孝治	高橋 勇次	垣鏑 繁	安西 愈	山田 重雄	糸部 正敏	服部 邦彦	中村 茂八郎	橘節 郎	白井 正明	紺野 稔	北村 忠彦	奥原 喜三郎	岩田 満夫	飯塚 孝	秋知 和憲	幹事	
藤本 博光	成富 安信	田口 邦雄	篠原 由宏	池田 達郎	山田 茂	細野 静雄	本間 崇	名波 倉四郎	玉田 郁生	鈴木 康洋	斉藤 暢生	久木 野利光	片岡 義広	内丸 義昭	市川 照己	秋山 邦夫		
宮島 崇行	萩原 平	田中 茂	信部 高雄	伊藤 忠敬	山本 忠義	堀合 辰夫	日野 久三郎	西込 明彦	田村 五男	高嶋 謙一	佐伯 弘	日下 文雄	金沢 恭男	遠藤 和夫	伊東 正	浅見 昭一		
柳沢 義信	羽田 忠義	田中 慎介	島田 一彦	居林 與三次	横山 昭	安田 隆彦	深沢 武久	西林 経博	堤 淳一	多賀 健三郎	榊原 卓郎	倉田 哲治	亀井 忠夫	太田 常雄	稲田 寛	安藤 貞一		
山田 賢次郎	深沢 賢守	柘 賢二	白河 浩	萩原 静夫	(以上六〇名東弁)	吉田 幸一郎	安原 正之	福家 辰夫	野島 良男	天坂 辰雄	田嶋 春一	笹原 桂輔	小林 宏也	岸 巖	大高 満範	井上 勝義	飯田 義則	(以上五名檢察庁)

若林秀雄 (以上二六名一弁)

石黒竹男 今中美耶子 上野操 遠藤英毅 大井勅紀

大塚功男 小野道久 小海正勝 近藤三代次 三枝信義

坂本建之助 鈴木喜三郎 鈴木誠 高橋一郎 高橋守雄

多田武 田中美登里 千葉昭雄 中吉章一郎 船越広

古山昭三郎 村山幸男 諸永芳春 安井桂之助 雪下伸松

吉田和夫 岡垣学 奥平守男 佐藤歳二 佐野昭一

井上広道 新矢悦二 高木典雄 藤原康志 本郷元

生島三則 松岡靖光 宮嶋英世 山本和敏 (以上一四名裁判所)

秋山富雄 飯田英男 石川達紘 乙部二郎 清沢義雄

子原英和 近藤太朗 佐々木博章 土屋東一 寺西賢二

豊嶋秀直 中津川彰 長山四郎 弘津英輔 松浦恂

山邊力 彰 (以上一六名檢察庁)

會計幹事

(7) 吉住仁男 (東弁) 森 謙 (二弁) 林田耕臣 (二弁)

(8) 事務局 事務局長 小野道久 (二弁)

以上

事務局次長 鈴木康洋 (東弁)

同 白河浩 (一弁)

同 原誠 (二弁)

同 末永進 (裁判所)

同 寺西賢二 (検察庁)

二、昭和六〇年・六一年度中央大学法曹会各種委員会委員名簿

◎印は委員長、○印は副委員長

(1) 人事委員会

赤坂正男 篠原千広 滝澤国雄 水上喜景

◎信部高雄 若林秀雄

小野田六二 野宮利雄

杉山英己 (裁判所)

清沢義雄 (検察庁)

(2) 会報編集委員会

岡垣宏和 北村忠彦 福家辰夫 玉田郁生

◎萩原静夫 山本卓也

笠井盛男 大塚功男

奥平守男 (裁判所)

中津川彰 (検察庁)

(3) 会則改正委員会

(東弁)
(一弁)
(二弁)

(東弁)
(一弁)
(二弁)

(4)

法職教育検討委員会

赤坂正男
松家里明
斉藤兼也
新海順次
石部紀男

小竹耕
山崎源三
林田耕臣
(裁判所)
(検察庁)

鈴木秀雄

◎滝澤国雄

(東弁)
(一弁)
(二弁)

◎市川照巳

木川統一郎

本間崇

橘節郎

(東弁)

○岩田豊

元木徹

(一弁)

多田武

小海正勝

(二弁)

松岡靖光

(裁判所)

鈴木芳夫

(検察庁)

(5)

大学問題委員会

赤坂正男

阿部三郎

日下文雄

久木野利光

小池金市

滝澤国雄

縄稚登

森田洲右

猪股喜蔵

奥原喜三郎

紺野稔

佐伯弘

中村茂八郎

服部邦彦

横山昭

大高満範

児島平

水上喜景

名波倉四郎

山本忠義

(東弁)

大塚喜一郎

岡田錫浏

小木貞一

山本清二郎

井出甲子太郎

倉田雅充

原秀男

設楽敏男

萩原平

宮田光秀

(6)

中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

八島三郎

(一弁)

加藤康夫

川坂二郎

松井宣

石井一郎

田宮甫

長岡邦

吉田和夫

内山弘

上野操

◎大西保

古山昭三郎

村山芳朗

(二弁)

岡垣学

糟谷忠男

(裁判所)

竹村照雄

水原敏博

(検察庁)

赤坂正男

安藤章

遠藤和夫

太田常雄

久木野利光

日下文雄

児島平

小竹耕

小林宏也

佐伯弘

柳原卓郎

笹原桂輔

篠原千広

鈴木秀雄

須藤正彦

玉田郁生

縄稚登

濱秀和

原山庫佳

水上喜景

岩田豊

梶原止

設楽敏男

田口邦雄

萩原平

深沢勝

深沢守

松家里明

◎宮田光秀

柳沢義信

山崎源三

依田敬一郎

若林秀雄

◎坂本建之助

(一弁)

小野田六二

大平恵吾

笠井盛男

坂本建之助

鈴木誠

高橋守雄

田宮甫

中津靖夫

中吉章一郎

野宮利雄

林田耕臣

吉田和夫

(二弁)

岡垣学

藤原康志

(裁判所)

竹村照雄 水原敏博(検察庁)

昭和六二年度新入会員

(東弁)

小宮山澄枝 秋田一恵 瀧澤秀俊 北澤純一 長尾宣行

鈴木修二 森順子 近藤浩 草薙一郎 宮崎敦彦

萩原恵子 井上聡 中田茂春 中根茂夫 村田光男

小名弦 矢吹誠 中原俊明 小山田辰男 高初輔

遠藤常二郎 鈴木善和 大平茂 登坂真人 石田茂

(以上二七名)

(二弁)

赤津重光 岩下嘉之 岡本政明 川崎直人 窪木登志子

清水修 塚邊重雄 寺本吉男 橋本健 平手啓一

(三弁)

渡辺三樹男 嘉本益己 釘澤知雄 土井隆 青山正樹

(以上八名)

(裁判所 在京者のみ)

池原毅和 井手大作 花澤剛男 沢野芳夫

(検察庁)

大野勝則 永井尚子 合田智子 吉田正喜 吉田秀康

錦織聖 徳久正 千葉雄一郎 吉田正喜 吉田秀康

田
辺
泰
弘

中
村
周
司



学校法人中央大学法職講座運営委員会設置要綱

(設置)

第一条 本学に、学校法人中央大学法職講座運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第二条 委員会は、本学学生及び卒業生のうち将来法曹を希望する者に対して必要な知識を教授するため法職講座を開講し、その運営等に関する基本方針を樹て実施に当たる。

(委員会の構成)

第三条 委員会は、次の者で構成し、理事長が委嘱する。

- 一 法学部専任教員のうちから法学部長が推薦する者四人
- 二 学術研究団体連合会所属会員のうちから同会が推薦する者一人
- 三 法曹会所属会員のうちから同会が推薦する者一人

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、第三条第一号に定める委員で互選した者について、理事長が委嘱する。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は、第二条に定める任務を達成するため、次の事項について審議決定する。

- 一 法職講座運営の基本方針の策定に関する事項
- 二 法職講座の編成に関する事項
- 三 法職講座の指導に関する事項
- 四 予算申請案に関する事項

(意見の陳述等)

第七条 常任理事は、委員会に出席して意見を述べることができ、

2 委員会は、必要に応じて教職員等の出席を求めて意見を聴くことができる。

(運用の細目)

第八条 この要綱の運用について必要な細目は、別に定める。

(事務の所管)

第九条 委員会の事務は、委員会事務室が所管する。

附則

この要綱は、昭和五十八年二月十四日から施行する。

昭和六二年四月一〇日

中央大学学生会会長

財団法人 白門奨学会理事長

堂 野 達 也

支 部 長 各 位

貸費生のご推薦方お願いについて

拝啓 時下ますますのご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、財団法人白門奨学会では、従来、貸費生は主として中央大学学生を対象としてまいりましたが、公益法人の性質上、昭和55年度貸費生から、他の大学等の学生であっても、中央大学学生会支部所属学員の子弟で、支部長の推薦のある者も、貸費生の選考対象とすることになりました。

つきましては、貴支部所属学員からご子弟のうち、東京都にある中央大学以外の学校の学生で、下記の貸費生の資格があるものを同封の候補者推薦書に所要事項記載の上、ご推薦（貴支部から1人）いただきたくお願い申しあげます。

ご推薦をいただいた学生に対する必要な手続き関係に関する連絡は、本会事務室から直接本人に連絡の上行いたしますので、その旨を本人に予めご連絡されるようお願い申し上げます。

なお、ご参考までに白門奨学会の貸費生推薦基準を同封いたします。

ご多用中誠に恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 貸費生の資格

東京都で高等教育を受けている学生のうち左記 の条件を

満たしているもの

- (1) 学業・人物ともに優秀であること
- (2) 経済的理由により、学業の継続が困難な者（別紙「財団法人白門奨学会貸費生推薦基準」参照）
- (3) 健康であること

(注) 日本育英会その他の奨学団体から奨学金の交付を受けているものは出願資格がありません

2. 貸与する額及びその期間

(1) 貸与する額

昼間部に在学する者	年額	36万円
夜間部に在学する者	年額	18万円

(2) 期間

在学する学校の最短修業年限の終期まで

3. 推薦書類及び期日

- (1) 推薦書類 別 紙
- (2) 推薦期限 昭和62年5月22日まで

4. 出願書類

白門奨学会事務局が学生と連絡をとり書類の提出をさせる

中央大学法曹会会務報告

自昭六〇年五月二〇日
至昭六二年五月二二日

年月日	議題・行事	摘要
60・5・28	第一回執行部会	昭和五九年度常任幹事会、幹事会及び定時総会運営の件
60・5・28	第二回常任幹事会 第二回幹事会 昭和五九年度定時総会	於 銀座三越 議題 (一) 昭和五九年度会務報告の件 (二) 昭和五九年度会計報告並びに決算承認の件 (三) 各種委員会活動報告の件 (四) 意見書及び要望書提出承認の件 (五) 次年度中大法曹会幹事及び会計監事選任の件 (六) 中央大学評議員等推薦承認の件 右に引続き行ふ
60・7・26	新旧執行部会	新旧執行部、事務局出席
60・8・1	第一回執行部会	於 二弁 議題 (一) 運営日程決定の件 (二) 各種委員会委員選任の件 (三) 正副幹事長就任披露懇談会開催の件 (四) 幹事会開催の件
60・9・5	第二回執行部会	於 二弁 (一) 幹事会議題（各種委員会委員選任の件）決定の件 (二) 正副幹事長就任披露懇談会の細目決定の件 (三) 昭和六〇年度会費徴収の件
60・9・24		於 二弁 議題 (一) 幹事会議事運営について

60・11・6	第一回会則改正委員会開催	議題 (一) 委員長選任の件
60・11・6	第一回大学問題委員会開催	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
60・11・6	第一回法職教育検討委員会開催	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
60・11・6	第一回会報編集委員会開催	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
60・11・6	第一回人事委員会開催	議題 (一) 委員長選任の件 (二) 本年度活動方針決定の件
60・10・14	第五回執行部会	於二弁 議題 (一) 正副幹事長就任披露懇談会の結果報告及び反省 (二) 第一回委員会開催の件 (三) 副幹事長事務局次長の担当委員会決定の件
60・10・7	第四回執行部会 正副幹事長就任披露懇談会	於法曹会館 議題 正副幹事長就任披露懇談会運営について 於松本 桜 出席者 来賓を含めて八八名
60・9・24	第一回常任幹事会 第一回幹事会	於法曹会館 議題 (一) 各種委員会委員選任の件 (二) 本年度事業計画の件 (三) 正副幹事長就任披露懇談会開催の件 (四) 中央大学創立百周年記念募金応募状況報告の件
		(二) 正副幹事長就任披露懇親会準備経過報告確認

60・12・12	第二回常任幹事会 第二回幹事会 懇談会（忘年会）	於 法曹会館 議題 (一) 委員会活動報告 (二) 昭和六〇年度司法試験結果報告の件 (三) 正副幹事長就任披露懇談会報告の件 (四) 会費納入状況報告の件 (五) 中大百周年募金状況報告の件
60・12・11	第二回法職教育検討委員会	於 二弁 議題 (一) 60・11・25行われた中大法職講座運営委員会との懇談会の報告の件 (二) 今年度の方針の件
60・12・9	第二回会報編集委員会	於 一弁 議題 第一〇号会報編集内容の検討の件
60・12・3	第二回募金委員会	於 二弁 議題 今後の募金の進め方の件
60・11・25	中央大学法職講座に関する懇談会	於 中央大学多摩校舎 中央大学法職講座運営委員会主催 幹事長・法職教育検討委員会委員長等出席
60・11・13	中央大学創立百周年記念式典	於 中央大学多摩校舎 幹事長以下執行部及び事務局出席
60・11・8	第六回執行部会	於 二弁 議題 (一) 常任幹事会幹事会開催の件 (二) 各種委員会活動の件 (三) 法職運営に関する懇談会（大学）出席の件
		(二) 本年度活動方針決定の件

60・12・19	中央大学司法試験合格者祝賀会に参加	於 中央大学多摩校舎 幹事長等出席
60・12・21	中央大学法職講座に関する懇談会	於 中央大学多摩校舎
61・1・16	第七回執行部会	中央大学法職講座運営委員会主催 於 日本倶楽部
61・1・23	第三回会報編集委員会	於 一弁 議題 第一〇号会報掲載行事・検討の件
61・1・24	第二回大学問題委員会	於 二弁 議題 昭和五九年度当法曹会意見書に基づく活動方針検討の件
61・1・28	第三回法職教育検討委員会	於 二弁 議題 (一) 大学法職講座に関する懇談会の結果報告の件 (二) 入門講座の講義内容の協議検討の件 (三) 特別委員委嘱の件 (四) 大学法職講座運営委員(当法曹会及び学研連より選出)の当委員会出席の件
61・1・28	第二回人事委員会	於 二弁 議題 (一) 中央大学評議員候補者推薦の件 (二) 中央大学学員会協議員推薦の件 (三) 同 幹事及び会計監事推薦の件
61・2・18	第四回法職教育検討委員会	於 二弁 議題 (一) 入門講座の内容・検討の件 (二) 学研連との協議の件
61・2・21	第三回人事委員会	於 二弁 議題 (一) 中央大学評議員候補者推薦の件

61・5・23			第七回法職教育検討委員会	於二弁
61・5・8			第五回会報編集委員会	於一弁 議题 (一) 掲載原稿の件 (二) 第三九・四〇期司法修習生との座談会・企画の件
61・4・25			第九回執行部会	於二弁 議题 (一) 推薦人事の件 (二) 大学法職講座運営委員会との懇談会の件
61・4・21			第六回法職教育検討委員会	於二弁 議题 (一) 学研連委員長及び同法職対策委員長との意見交換の件 (二) 大学法職講座運営委員と懇談の件(学研連と共催)
61・4・12			中央大学法職講座運営委員会 主催 法職講座「公開シンポジウム」	幹事長及び事務局長バネラーとして出席 議题 (一) 昭和六一年度中央大学法職講座案内・検討の件 (二) 学研連委員長及び同法職対策委員長と意見交換の件
61・3・24			第五回法職教育検討委員会	於二弁 議题 (一) 座談会企画の件 (二) 会員より寄稿を求める件
61・3・18			第四回会報委員会	於一弁 議题 (一) 座談会企画の件 (二) 会員より寄稿を求める件
61・2・24			第八回執行部会	於二弁 議题 推薦人事の件 (一) 中央大学学生会協議員、幹事、会計監事、常任理事及び参与推薦の件 (二) 白門英学会評議員推薦の件 (三) 中央大学学生会副会長選挙委員会委員推薦の件 (四) 同協議員・幹事及び会計監事選挙委員推薦の件

61・7・2	法職教育検討委員会主催 中央大学法職講座運営委員会との懇談会	中央大学法職講座の運営内容に関する懇談
61・6・30	第一一〇回執行部会	於二弁 議題 中央大学法職講座運営委員会との懇談会進行・運営の件
61・6・16	第八回法職教育検討委員会	於二弁 議題 中央大学法職講座運営委員会との懇談会実施要領決定の件
61・6・16	第六回会報編集委員会	於一弁 議題 会報掲載事項の件
	昭和六〇年秋、六一年春叙勲者、栄進者、 新入会員祝賀懇親会	右に引続き行 議題 (一) 昭和六〇年度会務報告の件 (二) 昭和六〇年度会計報告の件 (三) 各種委員会報告の件
61・5・29	第三回常任幹事会 第三回幹事会 昭和六〇年度定時総会	於法曹会館 議題 総会幹事会付議事項の件 於法曹会館 議題 総会付議事項の件 議題 (一) 昭和六〇年度会務報告の件 (二) 昭和六〇年度会計報告の件
61・5・27	第一〇回執行部会	於二弁 議題 (一) 推薦人事の件 (二) 昭和六一年度定時総会打合わせの件
		議題 (一) 学研連委員長及び同法職対策委員長と意見交換 (二) 大学法職講座運営委員会と懇談会を開催するの件 (三) 大学法職講座の講義・答練・入門講座検討の件

61・10・13	第一二回執行部会	於二弁 議題 (一) 委員会活動について (二) 昭和六一年一二月までの予定行事の件
61・10・9	第一回法職教育検討委員会	於二弁 議題 (一) 大学法職講座講義見学結果報告の件 (二) 大学法職講座運営委員会との懇談会開催の件 (大学主催)
61・9・26	同	同
61・9・20	同	同
61・9・19	同	同
61・9・18	中央大学法職講座見学	於 中央大学多摩校舎及び理工学部校舎 於 中央大学多摩校舎
61・9・12	第八回会報編集委員会	於一弁 議題 (一) 第三九期・第四〇期司法修習生との座談会テーマ決定の件 (二) 同開催日時・要領決定の件
61・9・10	第一〇回法職教育検討委員会	於二弁 議題 大学法職講座講義見学実施の件
61・7・25	第七回会報編集委員会	於一弁 議題 (一) 司法修習生との座談会実施方法の件 (二) その他掲載記事について
61・7・22	第三回募金委員会	於二弁 議題 募金の推進について
61・7・16	第九回法職教育検討委員会	於二弁 議題 大学法職講座見学実施の件

61・10・27	第九回会報編集委員会	於一弁 議題 (一) 司法修習生との座談会進行内容準備の件 (二) 会報第一〇号寄稿依頼分担の件
61・11・1	会報編集委員会(大学問題委員会参加)主催 座談会 テーマ「学生生活と司法試験」	於法曹会館 司法修習生との座談会
61・11・18	第一三回執行部会	於二弁 議題 (一) 大学執行部との懇談会の件 (二) 忘年会の件 (三) 中央大学法職講座運営委員会と懇談会の件 (四) 寄附金報償金交付の件
61・11・19	第一二回法職教育検討委員会	於二弁 議題 懇談会打合わせの件
61・11・19	中央大学法職講座運営委員会との懇談会(大大学主催)	於二弁 議題 大学法職講座の内容及び運営の関する懇談
61・11・26	第四回 人事委員会	於二弁 議題 (一) 財団法人白門奨学会評議員並びに選考委員推薦の件 (二) 中央大学法職講座運営委員推薦の件 (三) 報告(これまでの推薦人事)
61・12・2	第一四回執行部会	於法曹会館 議題 (一) 大学執行部との懇談会進行の件 (二) 幹事会・常任幹事会の件
61・12・6	中央大学執行部との当法曹会執行部との懇談会	於法曹会館 議題 (一) 法曹会のこれまでの提言について

61・12・11	第一五回執行部会	於二弁 議題 (一) 第一回幹事会・同常任幹事会の件 (二) 忘年会開催次第の件
61・12・19	第一六回執行部会	於法曹会館 議題 幹事会常任幹事会進行について
61・12・19	第一回幹事会 第一回常任幹事会 懇親会(忘年会)	於法曹会館 議事 (一) 委員会活動報告の件 (二) 推薦人事承認の件 (三) 中央大学創立百周年募金報告の件
62・1・12	第一〇回会報編集委員会	於一弁 議題 会報掲載原稿検討の件
62・1・20	第三回法職教育検討委員会	於二弁 議題 (一) 中央大学法職講座運営委員会との懇談会の結果報告の件 (二) 中央大学執行部との懇談会報告の件 (三) 昭和六二年度中央大学法職講座運営委員会が示した講座内容検討の件 (四) 委員会の活動について
62・1・22	第五回人事委員会	於二弁 議題 (一) 中央大学評議員候補者推薦の件 (二) 推薦委員推薦の件 (三) 同 理事監事候補者決定の件 (四) 同 候補者推薦委員推薦の件

62・3・25	第二回常任幹事会	於 法曹会館 議題 (一) 評議員候補者の推薦 (二) 同 推薦委員推薦の件 (三) 理事監事候補者推薦の件 (四) 理事監事選考委員推薦の件
62・3・25	第一九回執行部会	於 法曹会館 議題 第二回常任幹事会運営の件
62・3・20	第一八回執行部会	於 法曹会館 議題 (一) 推薦人事の件 (二) 中央大法曹会顧問役員決定の件 (三) 常任幹事会、幹事会及び定時総会開催の件
62・3・17	第六回人事委員会	於 二弁 議題 (一) 中央大学評議員会議長推薦の件 (二) 中央大学理事長の件
62・3・6	第一回会報委員会	於 一弁 議題 中大法曹第一〇号編集の件
62・2・23	第一四回法職教育検討委員会	於 二弁 議題 (一) 中央大学法職講座講師推薦の件 (二) 同 相談コーナー相談員推薦の件 (三) 法務大臣私的諮問委員会の件 (四) 大学問題委員会と合同協議の件
62・1・30	第一七回執行部会	於 二弁 議題 (一) 推薦人事について (二) 幹事会開催の件
		(五) 同 選考委員推薦の件

62・4・3	中央大学法職講座運営委員会主催 「法職講座公開シンポジウム」	於 中央大学多摩校舎 法職教育検討委員長等出席
62・4・7	第一五回法職教育検討委員会	於 二弁 議題 (一) 中央大学法職講座運営委員会シンポジウム参加報告の件 (二) 同 法職相談コーナーの件 (三) 同 法職講座入門コースの件 (四) 年度末反省の件
62・4・16	第二〇回執行部会	於 二弁 議題 (一) 第三回幹事会・常任幹事会運営について (二) 昭和六二年度定時総会議題決定の件
62・4・16	第二二回会報委員会	於 一弁 議題 中大法曹第一〇号編集の件
62・4・27	第三回常任幹事会 第三回幹事会	於 法曹会館 議題 (一) 中央大学評議員候補者推薦の件 (二) 同候補者推薦委員推薦の件 (三) 同選任評議員候補者選考委員推薦の件 (四) 同理事監事選考委員推薦の件 (五) 同理事監事候補者決定の件 (六) 評議員会議長候補者決定の件 (七) 同理事長の件
62・5・11	第三回会報委員会	於 一弁 議題 中大法曹第一〇号編集の件
62・5・14	第二二回執行部会	於 二弁 議題 第四回常任幹事会・同幹事会及び昭和六一年定時総会運営

	62・5・20	第二回執行部会	於 法曹会館 議題 前に同じ の件
62・5・20	第四回常任幹事会 第四回幹事会 昭和六一年度定時総会 昭和六一年秋、六二年春叙勲者、栄進者、 新入会員祝賀懇親会	於 法曹会館 議題 (一) 昭和六一年度会務報告の件 (二) 昭和六一年度会計報告の件 (三) 各種委員会報告の件 (四) 次年度中央大学法曹会幹事及び会計監事選任の件 (五) 報告事項 右に引き続き行う	

あとがき

「中大法曹」第一〇号をお届けいたします。

前号は、母校の創立百周年記念号として、重量感溢れる大変充実した会誌でありました。

本号は、発刊回数が二桁となった記念すべき号であります。谷本利千代理事長はじめ、母校の法人・教学の諸先生から多数の玉稿をいただき、また会員相互の親睦をはかるという観点から、会員の先生方に投稿をお願いしましたところ、三先生から寄稿をいただきました。ご多忙の中を玉稿をお寄せ下さいました諸先生に心からお礼を申し上げます。

昨年一〇月、母校出身の司法修習生との座談会を実施いたしました。最近の司法試験の受験体験を聴き、あわせて、若い後輩との親睦をはかる趣旨で企画したのですが、修習生から体験に基づく貴重な意見を伺うことができ、また若い後輩に中大法曹会の存在とその活動状況を知ってもらう良い機会となり大変有意義であったと思います。修習中の時間を割いて出席していただいた修習生に厚くお礼を申し上げます。

表紙の写真は、なつかしい駿河台校舎の旧図書館です。この写真は、前事務局長の松家里明先生が取こわされる直前に、思い出を留めるため、わざわざ日曜日に出掛けて撮影されたものです。松家先生のご了解を得て使用させていただきました。記入してお礼を申し上げます。なお、二桁の一〇号を記念して表紙をカラー写真で飾り、題字を縦書にする体裁を採ってみました。

最後になりましたが、二年間に亘って、毎回、編集委員会に出席され、編集・企画に対しご指導とご援助をいただきました幹事長、事務局長をはじめ執行部の先生方に心から感謝申し上げます。

(編集委員長 萩原 静 夫 記)

新學雜誌

第 3 卷 第 1 号

中大法曹 第十号

昭和六十二年五月十五日 印刷

昭和六十二年五月二十日 発行

(非売品)

発行人 坂本建之助

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(九五〇)六五五〇・六五六四

法學新報

第93卷 第3・4・5号

論 説

心臓移植はまだ許されないか…………… 齋藤 信治 (1)

研 究

オーバーブレイドス (overbreadth) 理論の
新展開…………… 宮原 均 (77)

紹 介

急進的犯罪学の種々相…………… 藤本 哲也 (111)

翻 訳

国際私法における「オランダ学派」
について……………ジェラルド・ルネ・デ・フオート
山内惟介訳 (139)

判 例 研 究

破棄差戻しの原判決が憲法37条1項の迅速裁判の保障条項に反しないとされた事例…………… 伊東 正彦 (169)

競馬法32条の2にいう「その競走に関して賄賂を収受し」た場合にあたるとされた事例…………… 新村 繁文 (181)

刑法110条1項の罪の成立と公共の危険発生の認識…………… 只木 誠 (191)

1 密輸貨物に関する善意の取得者の介入と関税贓物罪の成否
2 密輸の本犯に対する公訴時効の完成と関税贓物罪の成否…………… 野崎 和義 (201)

下記宛御一報あれば直送致します。

東京都王子市東中野742番地1
中央大学 法学新報編集所

定 価	一 号	金 250 円	送料金 300 円
	半年分	金1500円	送料金1800円
	一年分	金3000円	送料金3600円

売捌所 中央大学 出版部